

平成28年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成28年9月13日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月13日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（教育委員会総務課長） 理事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 政 策 推 進 課 参 事 総 務 防 災 課 参 事 住 民 生 活 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 岡 田 守 男 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 森 田 弘 行 大 辻 孝 司 松 村 嘉 容 川 西 貴 通 浅 井 利 育 南 佳 子

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>福祉課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 中央公民館館長</p>	<p>川端康嗣 浦井久嘉 竹吉一人 末永潤子 田中裕美</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主幹 主任</p>	<p>上田昌弘 高橋恭世 竹村恵</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成28年第7回(9月)  
平群町議会定例会議事日程(第2号)

平成28年9月13日(火)  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前立腺がん検診を特定健診時に実施を</li> <li>2 小中学校・こども園における夏季期間の熱中症対策を</li> <li>3 「笑顔のあいさつ運動」のさらなる取り組みを</li> </ol>
2	6番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東山駅エレベーター設置について</li> <li>2 東山駅駐輪場整備について</li> <li>3 就学前の眼科検診について</li> </ol>
3	4番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃センターの更新計画等について</li> <li>2 中央・北公園の利用促進、拡大を</li> <li>3 暫定平群西線の推進状況等について</li> </ol>
4	9番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来年の奈良国民文化祭をどうするか平群町は</li> <li>2 平群町の車両に「平群よいところ」の磁気ステッカー貼付と空き家バンクの状況について</li> </ol>
5	5番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「非核平和の町宣言」平群町をさらなるアピールを</li> <li>2 住民の不安が増大する事業用太陽光発電所計画について</li> <li>3 実施期限が迫った介護予防・日常生活支援総合事業について</li> </ol>
6	1番	山本 隆史	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平群町の熱中症対策と予防について</li> </ol>

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。はい、窪君。

○10番

皆様、おはようございます。10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般、通告させていただいております3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、前立腺がん検診を特定健診時に実施をについて質問をいたします。

我が国において、前立腺がんは急増しており、1999年には前立腺がん患者数は1万8,000人程度でしたが、2020年以降には前立腺がん罹患数は10万人を超え、男性のがんのうち、第1番目の罹患数になり、前立腺がん死亡数は2020年から2024年、年平均では1万4,700人となり、2000年の約1.8倍になると予測をされております。前立腺がんは、加齢とともに罹患率がふえる男性特有の高齢者のがんと言われており、自覚症状がほとんどないために発見がおくれることが多いがんですが、早期なら前立腺を摘出する手術によって完治も期待でき、治療による延命効果が高いことが知られております。自覚症状が出てから泌尿器科外来を受信し、発見される前立腺がんの約40%はほかの臓器に転移をしており、一方、PSA検査などの検診で発見された前立腺がんの約60%は早期のがんだったという研究結果が報告をされております。

このような状況から、前立腺がんの早期発見に役立つPSA検査の啓発が進

んでおります。P S A 検査は採血のみの検査で、血液中にある前立腺に特異的なたんぱく質の一種 P S A の値を測定します。スクリーニング検査の中で最も精度が高く、簡単に受けることができ、50歳を過ぎると罹患率が急激に増加するため、50歳を過ぎたら1年に一度受けることが推奨されております。P S A 検査費用は約1,500円程度と言われており、全国の自治体では約7割が前立腺がんの受診費用の軽減制度を導入されております。県内では、半分の自治体で導入され、生駒郡内では平群町以外全ての町で実施をされております。斑鳩町と三郷町では約10年前より実施され、現在、特定健診などの集団と個別で実施されております。自己負担額は斑鳩町ではゼロで、三郷町と安堵町では500円の自己負担で実施されております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、これまでから前立腺がん検診への助成制度の導入については、予算要望を初め、幾たびも一般質問をしてまいりましたが、本町においても町民の命を守るため、特定健診時や後期高齢者健康診査時の血液検査と一緒に、近隣町と同じように希望者に一部負担金をいただき、オプションで前立腺がん検診、P S A 検査の実施をし、がんの早期発見・早期治療に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、プリズムめぐりで行う集団健診についての申し込み方法についてですが、現在、申込日に電話と窓口で予約を受け付けております。住民の皆様から、朝早くからプリズムの窓口まで来所しなければならないことや、電話がなかなかかからないなどの苦情をたびたびお聞きをしております。健診予約方法の不便さを解消するため、はがきやインターネットなどによる申し込みができるよう予約方法への改善が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、小中学校・こども園における夏季期間の熱中症対策について質問をいたします。

近年、地球温暖化による気温上昇に伴い、全国的に連日猛暑日が続く、奈良地方気象台からも高温注意報が毎日発令をされてきました。8月の近畿地方は各地で気温が35度以上の猛暑日となり、観測史上最多となる記録的な暑さとなり、大阪管区気象台のまとめによりますと、高気圧に覆われて晴れる日が多く、暖かく湿った空気が流れ込んで記録的な猛暑となりました。そのような猛暑が続く8月、生駒市の中学生がクラブ活動中に熱中症で病院に搬送され、尊い命を失いました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

近年、熱中症の発生数は確実に増加傾向にあります。学校の管理下における熱中症の死亡事例は減少傾向となっていたそうです。これまでの発生状況は、

保育所では屋内の活動で、小学校では屋外の活動、遠足、林間学校等で、中学校・高等学校等ではほとんどが体育活動で発生しており、全体としては92.5%が体育活動によるものであったそうです。

また、残暑厳しい気象状況であります。秋の運動会も間近に迫り、これまで以上に熱中症対策と予防に取り組まなければなりません。熱中症になってから処置をするよりも、なる前の予防が大切であり、日常の適切な体調の管理と細やかな環境の調整と水分補給がポイントと言われております。学校やこども園での熱中症対策は急務であることから、6点について質問をさせていただきます。

まず1点目、8月19日、岩崎町長と教育長に熱中症対策の緊急申し入れを公明党としてさせていただきました。これまでの具体的な熱中症対策の取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目、体育館や教室などの屋内や屋外においても、熱中症指標計を各所に設置し、一定の温度基準である、暑さ指数と言われるWBGT基準以上になった場合の対処を明確にしたマニュアルに基づいて対策を行われておりますか。

3点目、クラブなどの練習前に、児童・生徒の健康自己チェックシートを活用されていますか。

4点目、熱中症注意表示板を設置して、児童に注意喚起を行うべきではないでしょうか。

5点目、各学校にエアコン設置の早急な実施が必要ではないでしょうか。

6点目、ミストシャワーの設置をしてはどうか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めは、「笑顔のあいさつ運動」のさらなる取り組みについてを質問をいたします。

昨年12月議会で、平群町として町を挙げて「へぐりスマイル宣言」をし、「笑顔のあいさつ運動」に取り組むことを宣言してはどうでしょうかと提案をする中、広報紙や各イベントを通じて啓発をし、全職員が役場に来庁される町民の方々におもてなしの心で迎えられるように周知徹底を図って、笑顔で挨拶できるよう取り組み、町民の皆様全体に広がるように取り組んでいきたいと大変前向きな御答弁をいただきました。この間、総務防災課などの前には職員の笑顔の写真を掲示されたり、たすきを作製され、各種団体にも配布をしていただいたことは評価をいたしております。笑顔の挨拶は強制でできることはありませんが、意識をして行動を起こし、挑戦しなければ何も変わりません。

そこで、2点お尋ねをさせていただきます。

まず1点目、朝から約1時間程度、役場庁舎内の入ったところで職員が毎日順番に立礼挨拶を実施していただいているかどうか。あいさつ運動を兼ね

た住民サービスの一環となります。大変お忙しい日常業務の貴重なお時間ですが、朝から職員が役場に来庁された方に元気よく爽やかな挨拶をしていただくことで、1日元気に過ごしていただけます。

2点目、横断幕を掲げたり、広報紙を通じて住民の皆様に啓発する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは失礼いたします。窪議員、1項目めの1点目の前立腺がん検診を特定健診時に実施をについて御回答いたします。

議員の質問にもありましたように、過去数回にわたり前立腺がん検診への助成の実施についての御質問をいただいております。この間、国の動向及び県下の市町村の動向を注視してまいりました。国の動向については、以前からの見解については変化はございませんが、県下の状況といたしまして、39市町村中19市町村が前立腺がん検診を実施している状況になり、約半数の市町村が実施しております。また、広域周辺7町を見ますと、平群、上牧、河合町の3町のみが未実施という状況になっております。

議員、御承知のとおり、国民健康保険特別会計の平成27年度決算につきましては、財政調整基金より1億6,500万円の繰り入れを行っても、約2,600万円の赤字となり、平成28年度にも多額の未確定財源を計上しており、非常に厳しい財政状況になっております。平成29年度には、国民健康保険税の税率の改正、また県下トップクラスにある特定健診を含む保険事業の見直し等も、心苦しいですが行わなければならないかと考えております。まず、国保財政の健全化が最優先課題と考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません。2点目の健診申し込みの改善についてお答えをいたします。

議員の御質問にありましたように、電話、窓口の受け付けを現在しております。住民の方から苦情の声をたくさんいただいております。平成29年度において変更を行うよう今現在、検討を行っております。町といたしましては、インターネット、はがきでの申し込みについては有効な申し込み方法だと考えておりますので、平成29年度実施に向けて環境整備に努めてまいります。



以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、この前立腺がん検診、特定健診時にということで、これまで幾たびとなく、また毎年の予算要望をさせていただいてまいりました。今の御答弁では、国の動向は今までと変わっていないが、県下の状況が39市町村中19市町村ですね、約半数が実施され、また私も調べさせていただきましたが、生駒郡4町ございますが、平群以外は全てで実施をされております。また、広域7町においても上牧、河合、平群、今おっしゃいましたが、3町だけが未実施という、こういう現状になってきていることでございます。

今、課長のほうから国保財政の厳しさをお訴えをされておりました。私も、この国保財政が厳しいということは、これまでからの決算等々でもお聞きをして、国保の運協でもお聞きをいたしております。この大変厳しい原因に至った要因として、まあ、その一つであります。これまで国保税の引き下げを4回行ってきたことも一つということで、担当課のほうからも御説明があったと思います。しかし、そういう厳しい状況になって、税率の改正も検討されることは周知をいたしております。だからこそ、早期発見・早期治療で医療費の抑制ができるのではないかとということで、このような御質問をさせていただきました。

また、特定健診のオプションとしての追加でありますので、まあ、それほど費用がかかるとは思いません。本町においてもですが、前立腺がん、本当に罹患数が大変増加をいたしております。罹患してですね、手術をされる方やら、また放射線治療をすることは当事者も、また御家族の皆様も本当に苦しい思いをされております。罹患された方からですね、今回質問に当たりましては、私も6月、7月前後に住民の方から、本当に御自分が罹患されて平群だけがこの特定健診のこれがなかったということで、本当にこれからそういう町民を少しでもふやさないためということで御要望を私もいただきました。オプションでもよいからということです。三郷、また斑鳩におきましては、全ての皆さんが受診をできるという、こういう環境でありますので、私個人が望んでるのではなくて、町民が望まれる政策であるということでもあります。

そこで、岩崎町長にお尋ねをしたいと思いますが、前立腺がん検診で早期発見・早期治療の必要性は十分に認識をされているものと思います。常日ごろから、町長が提唱される「健康長寿奈良県一」に向かって、今後、男性のがんのうち、第1番目の罹患数に増加が予測される、この前立腺がんの早期発見のた

めにも、やはり早期に実施すべきと考えます。財政的にも大きな負担ではありませんので、町民の立場で最優先に取り組んでいただけたらと思います。町長の思いをお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点目のプリズムへぐりで行われております集団健診について、健診の予約方法、大変これは前向きな御答弁をいただきました。そこでですね、再質問であります。有効であるというふうなお考えでございます。そこで住民の皆さんへの、この平成29年度から改正をしたい、改善をしたいということで周知方法と、またインターネットでも、まあ、インターネットを活用されない方は、はがきもということだと思っておりますが、はがきでもしてほしいと思っております。インターネットの環境の整備は、今現在、平群町として大丈夫なのか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長

はい、町長。

○町長

前立腺がんの検診についてのお尋ねでございます。

窪議員のお考えは理解いたしました。近い将来、対応できるように考えてまいりたいと思っております。しかしながら、今、課長が答弁いたしましたように、国保財政は非常に厳しい状況でございます。昨年度、27年度決算におきましても、実質単年度収支で2億円近い赤字が出ております。今年度におきましても、2億円もしくはそれ以上の赤字が予想されております。基金は今現在ございません。そういった中でですね、今後です、国保税の改定について、今まさに議論が始まろうとしているところであります。そういったことからですね、費用の多い少ないという問題じゃなしにですね、特定健診を含む保険事業、人間ドックとかですね、その他の事業を展開していただいておりますが、そのことにつきましても、国保税のですね、改正とともに議員の皆さん方とまた議論をしていかなければならない。今この時点でですね、前立腺がんの検診を直ちに実施するということには、なかなかならないと。住民の皆さんの理解も得られないんじゃないかというふうに考えるところでございますので、さきに申しましたように、近い将来、対応できるように考えてまいりたいということで御理解を賜りたいと、このように考えてるところでございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、健診の申し込み方法の周知、またはネットの環境整備は大丈夫かという御質問やったかと思っております。

インターネットの受け付けについてはですね、現在、生駒市が「e 古都なら」を利用して受け付けを行っております。環境については、問題ないかと考えております。

また、周知につきましては、プリズムへぐりの集団健診を受けられた方の御案内や結果通知には、申し込み方法の変更という専用のロゴマークを張ったシールの添付や同封の文書の説明を入れていきます。また、広報にも当然記事の掲載を行っていきます。さらに、ポスターをつくりまして、自治会及び長寿会と、また出前講座等で機会を利用して、周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

まず、課長のほうから健診方法の改善についての周知等々をお述べいただきましたが、この健診予約方法の不便さを解消するために、住民の皆様に丁寧な周知をお願いをしておきたいと思えます。

そして、この前立腺がん検診の特定健診時について、岩崎町長のほうから今御答弁をいただきました。るるお述べをいただき、国保の財政状況が大変厳しいという状況も御説明をいただきました。冒頭、近い将来、対応できるように考えてまいりたいという御答弁をいただきました。まあ、「健康長寿奈良県一」を目指す平群町において、町民の皆様が希望される政策でございますので、町民の命を守るため、この前立腺がん検診の特定健診時の早期実施に向けた取り組みをお願いしまして、次に移らせていただきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員のほうからいただいた熱中症対策にかかわります2項目めの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、これまでの熱中症対策の取り組みについてという御質問にお答えさせていただきます。

各校園におきます、これまでの熱中症予防としましては、従来より保健日より、学級通信等で熱中症の知識、予防策の内容で注意喚起を行っております。また、具体的予防策としましては、屋外での着帽、小まめな水分・塩分補給を行うとともに、教職員に対しては、児童・生徒の健康観察に注視したり、職員研修として救命講習を学校独自で開催するなどの取り組みを行っております。

また、中学校の体育大会では、平成26年度より生徒席全員にテントを設置し、熱中症予防を行っております。体育大会の練習においても、その日の気温等の状況により、定期的な水分補給、休憩をとるようにしているところです。

2点目の暑さ指数と言われますWBGT値基準以上になった場合の対処を明確にしたマニュアルに基づいて対策をとっているかという御質問ですが、WBGT値に基づく運用マニュアルにつきましては、エアコンを設置している平群小学校では、保健室管理で気温と湿度の数値を参考にWBGT値を照らし合わせて、エアコンを使用する指標として活用しており、マニュアルの内容につきましては、職員会議で全職員に通知をして周知をしております。

また、中学校におきましては、クラブ活動中は暑さ指数の値で部活を中止するといった基準は設けていませんけれども、クラブ顧問がその日の気温や活動場所等の環境チェックや活動内容への配慮、何よりも活動中の生徒の様子を観察を一番の対応策としているところでございます。

3点目の健康自己チェックシートを活用していますかという御質問ですが、現在はチェックシートの活用に至っておりませんが、口頭で体調のチェックの確認や活動中の様子を観察しているにとどまっています。今後、学校とも相談の上、シートの導入について前向きに検討してまいりたいというふうに考えます。

4点目の熱中症注意表示板を設置して児童に注意喚起を行うべきではという御意見ですが、熱中症注意表示板につきましては、注意喚起という観点では効果があると考えますので、コストバランスもあわせた費用対効果の検証を行ってみたいというふうに考えます。

5点目の各学校にエアコンの早急設置をとという御質問ですが、町といたしましても、エアコンの必要性・有効性については十分認識しておりますが、財政的負担が大きいということから、学校施設全体の施設整備の優先順位を検討する中で、財政との協議も含めて検討してまいりたいと考えております。

最後、6点目のミストシャワーの設置をしてみたいという御質問ですが、近年ミストシャワーは熱中症対策として効果的であると言われておりますので、教育委員会としましては、各学校や園に情報提供するとともに、費用面や設置場所などの課題や諸事情も踏まえながら、各学校・園と検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。具体的な熱中症対策について、るるお述べをいただ

きましたが、冒頭お話しさせていただきましたように、今回の生駒市における事故については、いろんな課題もあったということもニュースではありましたが、どこにおいて発生しても不思議ではないのではないかと考えます。本町においては、この生駒市の事例をどのように教訓として受けとめられておられますでしょうか、御答弁いただきたいと思ひます。

2点目であります、このWBG Tですね、暑さ指数、これを対応しているのは、今、御答弁でお聞きしましたら、平群小学校と中学校における御説明がありましたが、それ以外の平群北小学校と平群南小学校ではどのような対策をとられているのでしょうか。また、冒頭、熱中症指標計を各所に設置してと、私、質問で言わせていただきましたが、今現在、この熱中症指標計、全ての学校に設置をすべきではないかという緊急申し入れさせていただきましたが、全校・全園に設置されている状況と、今後の方向性をお尋ねしたいと思ひます。

それから、クラブなどでの練習前に児童・生徒の健康自己チェックシートがありますが、これも生駒市の事例で申しわけないですが、子どもたちの体調管理を一層進めるために、クラブ活動に入る前に健康チェックシートによる事前の体調管理を、今回のことを通して実施されることになったそうであります。独立法人日本スポーツ振興センターが作成されたもので、生徒用として練習前の健康自己チェック表、また指導者用として屋外・屋内の部活動チェック表の2種類を活用されると聞いております。平群町においては、口頭で生徒の健康自己チェックシートの活用については行っていないということですが、今、学校とも相談してシート導入について前向きに検討したいという御答弁をいただきましたので、どうか早急な対応をしていただきたいと思ひます。やはり、まず自己管理と、またクラブ顧問の観察が必要と考えますので、早期導入をお願いしておきます。

4点目であります、熱中症注意表示板を設置して児童に注意喚起を行うべきこと、これは表示板、どのようなものかといひましたら、公害等々で数値が上がったら光が点灯したりと、そういうものであります、まあ、児童に注意喚起する観点からは、担当課のほうも効果的であると考えているが、コスト面からも検証したいということですので、費用も発生しますが、まあ、こういうことも今後考えていただいて、子どもたちがそれを見て「あ、暑いな」と「気をつけないといけないな」と、自分で自分を自己管理できるようにするためにも、こういう設置も御検討をさせていただいておきたいと思ひます。

次、5点目の各学校にエアコン設置の早急な実施が必要ではという質問に対しては、学校施設の整備のトイレ等も、私もこれまでから何度も質問させていただいてあります。優先順位を検討して財政協議も含めて検討したいというこ

とであります。そのとおりであると思いますが、これだけ暑ければ、本当に体がまいってしまいますので、国の補助金もしっかり活用をこれまでからしていただいておりますが、これからももっともっと御努力いただいて、早期設置の計画を実施をお願いをしておきたいと思っております。

また、最後のミストシャワーの設置について、これもこれまでから熱中症対策として毎年、予算要望させていただいてまいりました。大変効果があるということで、担当課も認識をしていただいておりますので、そんなに費用は本当にかからないと、設置されたところにお聞きしましたら、そういうふうにお聞きをしております。各自治体においても、このミストシャワーをある場所に設置されて、本当に何ていうんですかね、少し温度を下げるというような効果も大変、ある自治体でも取り組んでおられますので、どうか前向きな御答弁いただきましたので、この点についてしっかりと早期導入をお願いをしておきたいと思っております。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問の1点目です。隣で8月にクラブ活動中に熱中症で亡くなるという、そういった事故がありました。この教訓をどのように捉えているのかという御質問やったと思っております。

当然、新聞報道によりますと、これから調査委員会を設置してっていうふうなことで、詳細の調査があると思うんですけども、報道によりますと、不適切な指導があったというふうなことが報道されております。この事例をよそのことということで考えずに、他山の石というふうに捉えて、しっかりその教訓を平群町のほうでも生かしていきたいというふうに思います。こういう事故っていうのは、幾ら注意しても全く起きないということは保証できませんけども、少なくともそういうことがないように、とれる対応については対応をしていきたいというふうに思います。

それから、2点目、WBG Tの件ですけども、北小、南小のほうでは各教室に温湿度計を全て設置してっていうふうな状況はございませんので、一部設置してるところがあったりというふうなアンバランスな状況があります。教育委員会としては、それほど大きなシステムはありませんので、北小、南小を含めて全小中学校、こども園のほうは設置されてるんですけども。小中学校についても、設置していくっていうふうな方向で進めていきたいというふうに思います。設置状況につきましては、今申し上げましたようなおりで。

それから、自己チェックシートの活用につきましては、これは先ほども申し

上げましたように、やはり最近特にやっぱりこういう事故もあってということかなと思いますけども、クラブ活動の前に、それぞれのクラブの中でチェックシートをつくって、そこに記入をして気温・湿度の状況を管理して生徒・児童の健康状況の確認をした、そういうシートを通じてチェックをしているというふうなことを聞いてます。これはそんなに難しい話じゃありませんので、校長会を通じてしっかりそういったことを進めていきたいというふうに思います。

注意表示板につきましては、先ほど申し上げましたようなとおりで、費用対効果も含めて、コストのことも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

エアコンの設置につきましては、先ほど申し上げましたことで、教育委員会としては、何とか進めていきたいというふうには思ってますけども、限られた財源の中でっていうことですので、計画的に財源が伴うというふうなことの確証の中で進めていく必要があるかなというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

ミストシャワーにつきましては、研究してまいりたいと思います。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。生駒市のことは本当に胸が痛みます。平群町においても、同じような事故が起こらないように教訓として取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

そして、熱中症指標計、北小、南小では置かれてないということでもあります。早急に今費用もそんなに、それほどかかるものではないという御答弁でもありました。やはり具体的な対処をするためには、自分の感覚だけで暑い、まだいけるかなとか、そういうものではございませんので、やはり指標計を置いて、そしてその数値に基づいてマニュアルに対して取り組んでいかなければ、的確な対応はできないと思います。そして、あるところで、学校のある一部で見せていただきましたら、湿度計と温度計がありまして、その横にこういう指数です、指数を書いておりますが、どこが一番危険なのかというところも、もっと明確にするような、そういう表ですね、それももう一度、再考をしていただきたいと思います。事前の何もないときに、こういうことをしっかりと取り組んでおかないと、やはり不慮の事故を招きかねませんので、指標計の設置は早急をお願いしておきたいと思います。

最後に、平群の子どもたちの命を守るために、さらなる熱中症対策に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、次に移らせていただきます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の「笑顔のあいさつ運動」のさらなる取り組みということで御答弁させていただきます。

「笑顔のあいさつ運動」の取り組みについてはですね、平成27年12月議会において御指摘をいただく中で、全町的な取り組みとして交通安全協会西和支部平群町分会及び平群町交通安全通学指導及び管理職における通学指導に係る立哨での着用を御協力を得て、地域の連帯感を高め、大人も子どもたちも互いに声をかけ合う、声かけあいさつ運動を推進していく目的で、あいさつ運動推進中のたすき約250本を提供させていただき、本年4月より啓発運動を行っていただいております。

また、本庁舎内での取り組みといたしましては、平成28年4月1日に定例課長・所属長会議におきまして、あいさつ運動推進中啓発ポスターを各課にお願いをしまして、現在要請も含めてしているところでございます。笑顔とか挨拶は、議員御指摘のように強制できるものではありませんが、やはり役所はですね、業務種別で申しますとサービス業であります。常に住民のニーズに応える仕事をしていかなければならないというふうに考えております。

住民の皆様が来庁されますと、まずは挨拶から始まります。議員御指摘のいただく中で、このような認識を常にキープすることが職員に求められているということは常に感じており、立哨、挨拶及び啓発等におきまして、課長会議等もございまして、議員御指摘の内容をよく検討し、各職場において信頼される職場、そして親しまれる職場を目指し、再度、本町が作成しております接遇マニュアルの徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。昨年12月議会で質問させていただき、課長中心にいろいろなお取り組みをしていただいたことは大変評価をさせていただきます。

私、二つ質問をさせていただいているんですが、それに対して少し明確な御答弁じゃなかったのかなと。1点目は、朝1時間、役場庁舎で立哨ですね、それと横断幕、また広報紙を通してということではありますが、このことに対しての答弁を再度お願いをしたいんですが、その前にですね、全職員が役場に来庁される町民の方々におもてなしの心で迎えらえるよう周知徹底を図って、昨年



の議会質問での答弁ですが、生野区の「いくのスマイル宣言」も参考にして、待遇の職員研修にも取り組んでまいりたいということで、早速ことしですかね、取り組んでいただいたと思うんですが、それに対する効果を教えていただきたいと思います。笑顔で挨拶できるよう町全体にわたってという前向きな御答弁をいただいていたので、その待遇の研修によって、このような効果があったということがあれば、御答弁いただきたいと思います。

ただですね、私もこの質問は昨年、職員の皆さんは本当に頑張ってくださいてることは大変感謝をいたしておりますが、やはり住民の皆様が来庁されたときに、やはりいろんな御意見を私もいただきます。こういうことを質問したけれども、役場内で余り変化がないという住民の厳しいお声もいただいております。この待遇マニュアル、どのように徹底されているのか。ですから、そういうこともありますので、大変無理な話なんですけど、朝1時間、職員が1人、1時間でも結構ですので、30分でも結構ですので、毎日当番で立礼の挨拶ができないかと。何か一つ突破口となるようなものがないかということで、大変厳しい提案をさせていただきました。このことについて、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

2点目ではありますが、やはり目に見える形が大事だと思いますので、横断幕、また広報紙等にも掲載をする必要があるのではないかと思います。これについては、今後どのように今年度中にどのように取り組みをされるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

どうもありがとうございます。特に窓口にですね、住民さんが来られましたら、まずは挨拶ということで、これにつきましてはですね、課長・所属長会議、月に1回ございますが、あるいは課長連絡会議、これも月1回でございますが、町長先頭にですね、挨拶運動をしていくことを常に町長の訓示の中でも、そういうふうに厳しく問われているところでございます。職員といたしましてはですね、それを肝に銘じながら、私も含めて職員に周知を図っているところでございますが、私のほうから見ますとですね、特に窓口業務で一番混むっていいですか、特に一番多く来庁される場所は、住民生活課のところが一番されております。そこでは、常に管理職って申しますか、職員のほうから大きな声で「おはようございます」ということは私の耳にもやっぱり入ってきますし、一方では、そういう職場もないかもわかりません。一方では、そういうことも若干できてない、ほぼできてないだろうと、こういう御指摘をいただいている以上です

ね、そういう課もあるのかなというふうにも思いますが、まずはですね、そういう挨拶がなかなかでき得ない、どこに欠点があるのかということも含めて、ことし接遇研修というのをさせていただきました。参加人数は、工作中、勤務中でございますので、全職員が参加したわけではございませんが、その講師の方はですね、元スチュワーデスの、今は客室乗務員ですかね、が経験のある方で接遇について、例えば身だしなみ、爪の長さとか色ぐあいとか、そういったことも含めて研修をさせていただきました。どこまで浸透してるかというのはわかりませんが、議員御指摘のことにつきましては、まずは各課からですね、これは案でございますが、推進委員という選出をしていただいでですね、どこがどういうふうにしていけば気持ちよく住民様に、いわゆる気持ちよく来庁していただけるかも含めて、そういった推進委員を選出していただいでですね、そこで職員みずからですね、接遇について再度議論というのはおかしいですけども、そういったところで職員みずからがやっぱり研究していかなきゃならないというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、立哨についても、1時間、朝の立哨、挨拶をしたらどうかという厳しいといひますか、御指摘をいただいでおります。そういうのも含めてですね、各課のほうからそういった推進委員を選出していただいで、そこでどうすればいいのかということをお職員みずからがやはり考える必要があるのかなというふうには私に思ひておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。横断幕あるいは広報紙についてはですね、横断幕についてはいろいろな横断幕、平群町としてのPRの仕方というふうには思ひますが、どのようにしていったらいいのか、広報紙も含めて、再度その場で検討していききたいなと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。るる、本当に担当課長が悩まれているということは、よくわかりました。まあ、結果的には、各課から推進委員を選出して職員みずから、私もそれが大事ではないかなと思ひます。議会から言われてするとか、そういうものではなく、まず職員の皆様が本当にこういうふうにしたら、平群の役場が明るくて爽やかに、さらにですね、今も元気です。先ほど住民生活課のことをおっしゃいました。私はこの質問する前から住民生活課は本当にその

部分では、全職員が取り組んでくださっております。それが一つのお手本でありますので、各課によって業務も違いますので、同じようにはいかないと思いますが、職員みずからが平群のこの町を愛している職員の皆さんが本当に提案されて、進まれることが一番私は大事ではないかなと思います。その中で立哨もあれば、それで結構ですし、一番いい形での取り組みをお願いをしておきたいと思います。

それから、また横断幕、広報ですが、これは広報は全くお金かかりませんのでね、王寺の駅ですが、よく平群の住民の方に言われるんですけれども、王寺の駅の上がる、あの橋のところですかね、とこに大きな笑顔の町、王寺のことを書かれております。キャラクターを入れまして、それは本当にそれ見るだけでも、なんかほっとするような感覚を持ちます。そういう声がたくさんいただいておりますのでね、まあ、ほかのタイトルでも平群町もつくられておりますけれども、やはり笑顔の挨拶っていうことは心を明るく豊かにしてくれます。それはもうみんなが一堂にわかってることでもあります。しかし、強制されるものではありませんので、先ほど課長もおっしゃいました、役場は町の住民サービスの一番の拠点の場所でありますので、私も議員として職員の皆様とともに「笑顔のあいさつ運動」に取り組んでまいりますので、さらなる取り組みをこれからもお願いをいたしまして、私の一般質問終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号2番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6 番

議長の許可を得ましたので、大きく3点について質問をさせていただきます。まず1点目は、東山駅エレベーター設置についてであります。

この問題は、昨年12月議会、そしてことしの6月議会にも取り上げをさせていただきました。東山駅にエレベーター設置を求める会の方々の切実な運動が広がり、現在6,565筆と、その署名が広がっております。今月1日の日に、近鉄との3回目の懇談が行われました。そこでは、第3次分として724筆を近鉄のほうに提出をされています。

東山駅の立地は生駒市であることから、この間、早急な平群町と生駒市との協議を進めていただきたい、これは私も議会でもそういうふうに質問させていただきましたし、また求める会の方々も、そういう御要望もされてきたわけですが、そういう中でですね、その要求にやっとなら7月27日に生駒市の懇

談が行われました。その懇談を受けてですね、8月3日には求める会と、この平群町との懇談が行われたわけですが、そのときにですね、求める会と近鉄側との懇談内容っていうんですかね、確認した内容と生駒市と町との懇談でお聞きした内容に大きなずれがあったということがありまして、そこで幾つか確認をさせていただきたいと思います。

一つは、町と求める会との懇談の際、8月3日ですけれども、バリアフリー法ではエレベーターを設置すればエスカレーターを撤去しなければならない、あるいは2基設置しなければ、バリアフリー法の補助対象とならないということが町のほうから言われたわけですが、そのお答えについて間違いないのか、ここで改めてお聞きをしておきたいと思います。

また、この間、生駒市とのエレベーター設置については、一定、自治体の負担も法律の中では出てきてますので、負担割合、生駒市のほうも平群町の町民が多いということで、その生駒市からの平群町に対する設置に係る補助に対しての負担の割合、どのような意見交換がなされているのか、このことについてもお聞きをしておきたいと思います。

2点目については、東山駅駐輪場の整備についてであります。

近年、東山の駅の駐輪場がほぼ飽和状態になってきております。この春過ぎからは、駐輪場以外の場所にとめておられた自転車や単車に、「ここは駐輪場ではありませんので移動をお願いします」というタグみたいなものをつけられ始めた。これは住民生活課のほうでそういうふうに見回って、そういう対応をされているというふうに聞いてるんですけども、そのために移動されて、30台近くが駐輪場の中にとめる形になった。そうなるんですね、3カ所ある出入り口が2カ所塞がってしまったりとか、そのためによって、奥にとめてはるバイクや自転車が出れないという状況が多々あるというふうな声も住民の方からお聞きをしております。特に午後からは、とめることすらできないという状況の中でいたし方なく駐輪場外にとめておられるという、そういう自転車や単車を見受けるという、私も確認させてもらいましたが、そういうやっぱり自転車や単車がございました。そういう中でですね、担当課としては現状を多分認識されていると思いますが、そういう意味では早急な駐輪場の増設をですね、やっぱりお願いしたいというふうに思います。この点についてどのようにお考えになっているのか。

また、あわせてですね、近年、高齢者がふえてくる中でですね、シルバーカーという電動の乗り物に乗られる高齢者の方々もいらっしゃいます。そういう方々のスペースと、今、元山上にはそのスペースがあるわけですが、東山には現状ございません。そういう意味では、あわせてですね、改札近くにシルバー

カー専用ですね、駐車スペースも設けていくべきではないかなというふうに考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

最後、大きく3点目、就学前の眼科検診についてであります。

これは、ことしの3月議会でも取り上げをさせていただきました。6歳までに斜視や弱視の早期発見・早期治療ができれば、子どもたちの良好な視力の獲得、奥行きや段差などを微妙な距離感の識別を3次元的に捉える、そういう能力をきちっと成長とともに発達段階に応じて確立することができる。こういうことで、子どもたちの健全な発達にとって非常に大切ではないかと。ぜひ就学前の眼科検診を導入すべきではないかというふうに質問をさせていただきました。

現在、平群町では眼科医の先生の協力もありましてですね、眼科医による小学校1年生、4年生の検診が実施をされております。先ほども言いましたように、6歳までに治療しなければ、生涯にわたる矯正視力の改善が大変難しいということから、就学前の眼科検診の必要性・重要性は町としても十分認識をされていると思います。3月のときには、眼科医や関係機関とも協議をし、検討していきたいという御答弁をいただいておりますが、その後どのような検討がなされているのか。子どもたちは日々成長しています。子どもたちの健全な発達に有効な眼科検診を、一刻も早く就学前の検診として早期導入をされることを求めたいと思います。

以上、大きく3点について明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな1点目の3項目にわたって質問いただきました。

東山にエレベーターの設置ということで、まず1点目のバリアフリー法ではエレベーターを設置すればエスカレーターは撤去しなきゃならないのかという質問でございます。

バリアフリー法では、特に既設のエスカレーターを撤去しなければならないとは定めておりません。しかし、東山の駅舎構造上、エスカレーターを撤去したほうがエレベーターを設置しやすい構造ということ、または工事費のコストが安価で実施できるということで、これにつきましても、近鉄のほうから確認をしているところでございます。

それから、2点目につきましても、近鉄のほうからの確認でございますが、2点目の2基設置しなければバリアフリー法の対象にならないのかという質問でございますが、必ず2基設置しなければならないということはないそうです。

が、東山駅は二つホームがあることから、二つのホームともバリアフリー化を実施しないと、バリアフリー化された駅にはならない、このような場合は二つのホームともエレベーターを設置すると、近鉄のほうから聞き及んでるところでございます。

それから、すみません、2点目ですね。2点目の生駒市との負担割合の協議についてであります。

生駒市と協議は現在行っておりますが、具体的な負担割合については、まだ協議を行っておりません。生駒市側の考えは東山駅の利用者の大部分が本町、平群町であるということもございまして、本町に対して相当の負担をしてもらいたいという意向であることの考えは確認しております。今後におきましては、ここの問題については生駒市と平群町の協議の中で定めていかなければならないと思いますが、今後ですね、生駒市と協議を重ねた上で連携して近鉄とも協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

それでは、再質問させていただきます。

今、経堂理事のほうから、バリアフリー法に関してのエレベーター設置に伴うエスカレーター撤去の件について近鉄に確認したと。ただね、3日の求める会との協議のときには、そういうことはおっしゃいませませんでした。エレベーターをつくるに当たって、撤去しなければだめなんだと。その次のね、補助基準にもならないんだということを御明確に町当局のほうからおっしゃったわけですよ。これを聞いて、そこに参加された方たちはびっくりしたと。私たちも確認をしますと、会の方がおっしゃいましてですね、町にも確認を求めたわけですけども、その中で国交省に問い合わせたら、そんなことは今、理事がおっしゃったように、エレベーターをつければエスカレーターを撤去しなければならないとか、あるいは2基設置しなければその対象にならないとか、そんなことは一切ないんですよということを明確な、そういう答えが返ってきたわけですね。そういう意味では、住民との話し合いの懇談のときにですね、行政側としてもきちっと、やっぱりそういうところ辺ではですね、きちっとそういう正確な情報もですね、持ってですね、臨んでいただきたいというふうに、これはもう今後も含めてですが、それはぜひお願いしときたいと思います。そういう意味では、その考え方というんですか、は訂正をなさったということはここで確認をしておきたいと思います。

確かに、近鉄側が今後、あそこの駅にエレベーターを設置するときには費用の問題、コストの問題を考えたときに、そういうふうなことも検討しているという、おっしゃったようにエスカレーターを撤去してエレベーターにするというふうなこともおっしゃっているというのは、確かに1日の近鉄交渉の際にもおっしゃっていました。ただ、求める会の方たちは現状のね、やっぱりエスカレーターは、それはそれで必要なんだと。お仕事をされて買い物をして家路につくときに、あの階段を荷物を持って上るのは大変ですし、さりとてエレベーター使おうと思えば2回、3回待たないと、近鉄側は11人乗りぐらいのエレベーターを考えてるみたいですが、かかると。だから、東山の駅についてはですね、近大病院のこともございますし、含めてですね、やっぱりエスカレーターを現状のまま、エレベーターをとにかく1基でも、現在2番のホームが通常使われておりますので、そこにやっぱりつけてほしいというのが要望なんです。そういうことも踏まえて、行政側としては、近鉄に現状のエスカレーターはそのまま残したままエレベーター設置を求めていただきたいというふうに思っています。

この問題では、近鉄の交渉で近鉄側もね、1番ホームのところは私も調べましたが、朝の7本しか、そのホームを使っていないって、東山発としてね。ということは、近鉄側も、そこにエレベーターを設置をしたとしても、ほとんど利用価値がないというふうな、そういう認識は持っておられました。ただ、利用者の方々から、「何で2番ホームについて、1番にないんや」っていうようなことがね、言われるのが困るというようなことはおっしゃっていたんですけども、やっぱり今後、生駒線が複線になるという状況も、ほぼ今のところは見込めません。そういう中でいけばですね、十分やっぱり1基で対応できると。とにかく近大病院という特殊な、東山の駅っていうのは、大きな病院を抱えるということもあるのでね、とにかく早急に、そのことも含めて近鉄と交渉していただきたいなというふうに思います。

実際ね、この間、東山の駅の乗降人員がね、近鉄発表ですが、平成24年で1日3,566人だったのが、平成27年11月の調査では3,802人とやっぱりふえてる状況があるんですね。というのは、近大関係もかなり関係してるのではないかなと思うんですが、乗降客がふえてるということも含めてですね、やっぱりこれはもう早急に必要ではないかと。安心安全にこの駅を使うという意味ではですね、車椅子の方々、それからやっぱり足や腰にいろんな疾患を持っておられる方々がエスカレーターではやっぱり不安だ、危ない、怖いんだという方々が安心して、若いママさんも含めてそうですが、バギーを持って子どもを連れてということになれば、やはり安全に駅の乗降ができるエレベーター

ターがぜひ必要なんだと。こういう立場でですね、行政側はですね、近鉄とも交渉をですね、詰めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、生駒市との関係ではですね、具体的にどういう負担割合でっていう話はなっていないということだったんですけども、当然、生駒市側としては、それは平群町の住民が使いはるから、平群町の住民が多いからということもおっしゃって、負担をしてくれっていうことはおっしゃってくるって、それはもう当然といいますか、そういうことは十分考えられるんだろうなということでは思っています。そういう中でですね、じゃあ、平群町としてどの程度ね、どういう形でそれに臨もうと考えておられるのか。

ちょっと幾つか紹介をしておきたいと思うんですが、今回、東山駅のように二つの行政区がまたがると思いますか、そういうところで、じゃあ、どういふふうにこのバリアフリー法で改善していくときにですね、その費用負担をやっておられるのかということも、行政側もつかんでおられるか知りませんが、私のほうでも、宮本県会議員の協力も得まして調べてもらいました。大阪では2カ所、京阪電鉄の西三荘駅、これ、守口と門真にまたがっているんですけども、ここでは駅の半径500メートル以内の2市の人口割合で案分した額をそれぞれが負担すると。あるいは、北大阪阪急電鉄南北線、桃山台駅ですが、これ、吹田市と豊中市にまたがっています。ここでは、バリアフリー化施設に市地域の面積割合で案分された。あるいは、兵庫県のほうではJRの北伊丹駅、これ、伊丹市と川西市ですが、ここでは負担すべき額の2分の1を人口比率、で、残り2分の1を乗降客数比率で案分してそれぞれ負担を行ったと。また、JR宝殿駅、これは加古川と高砂市にまたがるのですが、ここでは直近のパーソントリップ調査データ、これは駅の利用者をもとに利用して協議をして、その負担割合を決めたというふうなことがあります。これ以外にもあるとは思いますが、今後、生駒市との負担割合について協議をされるにおいてはですね、いろんな見方があると思うんですが、そういうことも踏まえてですね、懇談のときには平群町の血税を使うんですからと言うて、理事が再三そういうことをおっしゃったのは、当然そうだと思います。だから、いかにその中で平群町、必要な負担は必要な負担としてやるべきだと思うんですが、そういうことに立ってですね、きちっと生駒市との交渉をしていただきたい。

それとあわせて、今度は生駒市と連携して近鉄が最初におっしゃったように、エレベーター設置に伴うエスカレーター撤去ということは、絶対にさせてはならないというふうに思います。そういう意味では、そこは生駒市と協力をして近鉄に現状のままエスカレーター、とにかく1基からでもつけるという方向でですね、そういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思うんですけども、



この点についても、平群町としての、この問題に対する認識、それからこれからのような形で臨んでいこうとされているのか、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点にわたってですね、再質問いただきますが、まず1点目の件につきましてはですね、当然、利用者側の立場、それから設置する側の立場、もちろん個々にございます。やはりその立場に立った形で、近鉄と交渉も重ねていきたいなというふうに考えています。

それからですね、2点目の費用負担につきましてはですね、ここで町の考えをということをございますが、考えはあることはありますが、ここでどうこうということは、答えは差し控えさせていただきたいと思います。生駒市さんの考えもございます。そこは膝を突き合わせてですね、再度また交渉していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

そら、近鉄側の立場、それは近鉄は立場ってあるでしょう。できるだけコストも含めて費用を抑えたいと。だけど、平群町としては、平群町の住民がですね、最初に言いましたようにですね、6,000超える署名が、全体ですよ、平群町だけではありませんが。平群町では3,107筆、現在までね。生駒市でも1,447筆というふうな形で、この署名が集まってる。それだけやっぱり東山の駅を利用する方たちですね、要望が強いということについてですね、もう少しやっぱり行政としてね、その認識をちゃんと持っていただきたい。それぞれの立場がありますからって、そら、あるでしょう。だけど、平群町としては、平群町の住民があな駅を利用する場合、やはり安全に安心して使えるために、平群町として最善のやっぱりとれる対応はとるべきだと私は思うんですね。そういう意味では、非常になんか失礼ですが、この前の町との懇談のときにも、平群町のそういう熱意が感じられなかったというのが参加された方々の感想でした。やはり、平群町にお住まいの方たちが本当に平群町で安心して暮らせるという状況を、先ほども質問にありましたが、行政はサービス業ですから、特に住民の生命や財産を守るといふことの使命を負っているわけですね。そういう意味では、前にも言いましたが、エスカレーターあるいは階段から転落され

て骨折をされた方も数人やっぱりいらっしゃるわけですから、一刻も早くそういう状況を改善するために、平群町としてね、やはりもう少し前向きにこの問題については真剣に取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの答弁ね、非常に不十分だと思うんですが、この署名の数、それからこの間の懇談のエレベーター設置を求める会の方々の思いもたくさん聞かれてきたと思うんですが、それを受けて、平群町として本当に今後どのように進めていくのかっていうことも、再度、御答弁いただけますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

たくさんの方の署名があるということも認識しておりますし、当然、東山駅につきましてはですね、バリアフリーのされてない駅という、3,000人超える中でバリアフリー化されてないということも認識をしております。ただですね、本町と、これは生駒市と、それから近鉄、特に負担割合につきましては、生駒市とやはり協議もしなければならぬし、いわゆる東山駅のエレベーターにつきましてもですね、当然、構造上の問題もございますし、そこを無視してですね、こうせい、ああせいとは、うちの町のほうからはやっぱりなかなか言えないところもございますが、きょう、議員からの御質問も含めまして指摘いただいております。この件につきましても、近鉄にきっちり申し入れもさせていただいて、よりよい駅になれるように頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

植田君。

○6 番

ぜひ、ほんならお願いしたいんですが、近鉄の交渉ではですね、エレベーター設置に伴うエスカレーターの撤去は、ぜひこれは行政って認められるか認められへんかっていう言い方ができるかどうかは別にしてですね、それはもう絶対やめてほしい。やめてほしいっていうか、現状維持でお願いしたい。そういう姿勢で臨んでくれはんのかどうか、それはもう近鉄の側の、まあいうたら、考え方もあるわけですから、それが通るかどうかはわかりませんが、行政として、そういう立場で臨むというふうな姿勢を持っていただきたいと思うんですが、その点についての確認が一つ。

それと、生駒市との関係、これから具体的に負担割合の問題になっていくかと思えます。先ほど少し紹介させてもらった近畿圏内での各、そういう平群町と同じような状況のときにどういう負担割合をしたのかって紹介させてもらい

ましたし、あれやったら、またお渡ししますので、そういうところも調査してもらって、ただ私自身も、この東山駅、固定資産税がそれぞれ近鉄から生駒市と平群町はもらっているわけですね。その負担割合でいきますと、平群が21.17%、生駒が78.8%ということになっています。そういう意味では、それも一つのね、交渉する上でのね、材料になるのではないかなど。そういうことも含めてですね、やっぱり平群町の住民の立場で、あるいはあそこの駅を利用する方たちの立場で平群町として、今後、近鉄、それから生駒市との協議をそういう立場で進めていただきたいというふうに思うんですが、平群町はその立場で進めるというふうにお考えなのかどうか、そのことだけ1点、はっきり御答弁願います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

当然、そういう立場で臨んでいきたいと思いますが、特にこれは国土交通省にも補助採択の基準もございますし、その辺もあると思います。そういう意味では、当然使う側の立場に立ってしていかなきゃならないとも思っていますが、いわゆる国土交通省にも補助対象としての申請方法もございますし、そこらもあわせてですね、どれが一番いいのかも含めて、行政としてはやっぱり考えていかなきゃならないというふうに思いますので、決意といたしましては、そういう議員お述べのようにですね、当然、平群町としての立場というのもございますので、しっかりと交渉してまいりたいと思います。

それから、生駒市との関係でございますが、そういう駅舎の負担割合っていうのもございますし、逆にですね、平群町がたくさん負担しなければならないという事例もあります、その事例から見ますと。ですから、そこは生駒市さんに対してですね、どのように負担を求められておるのか、そういうこともしっかりと協議をして、いい方向に導けたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

まあ、姿勢としてはそういう方向でいきたいということはわかりました。今ちょっと理事のほうから、平群町が逆に負担を大きく出さないといけないということもあるとおっしゃったのは、それ、どういうところでどういう事例でそういうのがあるのか、ちょっと紹介していただきたいというふうに思います。

それとね、近鉄の1日の交渉のときにも、現状のエスカレーターを設置した

状態でエレベーターを設置したら、どれぐらいかかるのかという金額も出されました。エスカレーターを撤去してエレベーター設置をすれば、1億から2億かかるんだという、そういう試算もされておりました。今、奈良県と生駒市は負担補助の額を決めていますよね、1,250万という、それぞれがね。だから、それ以上は近鉄負担になるというふうに、それも近鉄側は認識をされていたんですね。私たちも当然、現状の中でエレベーターを設置するんだと思っていたのが、近鉄側から出てきたのはそういう考えも検討としてしてるんだということだったんですね。そのときに、どれぐらいの現状のまま負担するのかっていう割合になったときには、当然それよりか上がっていくだろうと。ただ、そのときには、2基設置をするというのが最初におっしゃったように、近鉄は考えてみたいですが、とりあえず1基でおさめてくれ、1基でと、緊急にということになれば、またその費用負担は変わってくるわけです。その金額については、近鉄側のほうから、ほんまに試算なんで、試算というか、あれなんで、その数字がひとり歩きをしてしまうというのはちょっと困るということで、それは言いませんが、とにかく今の現状をどうすることが一番利用者にとってベストなのか、あるいは住民の方々が望んでいるのかっていうことは、理事も十分認識をされていますので、それはそういう立場でですね、平群町としては生駒市とも近鉄とも、その交渉には望んでいただきたいなというふうに思います。

先ほど聞いた、平群のほう負担が多くなるような事例もあるみたいなことをおっしゃったんですが、その点についてちょっと聞きたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

私のほうに入手している事例と申しますのは、多分議員と一緒にわかりませんが、いわゆる駅舎負担割合でいえば、約2対8になる。利用者割合っていうの、あるいは半径500メートルということになれば、当然、平群町は多いわけですので、そういう意味で平群町が多くなるかもわかりませんということでお話ししました。

○議長

植田君。

○6番

ということは、私が最初に言った、これ、どこや、京阪の西三荘駅かな、ここが半径500メートル範囲内の人口の割合だということだと思うんです。ただ、先ほど言いましたように、そうじゃないところもたくさんある。まず、こういう二つ行政区をまたがる駅っていうのは少ないかもしれへんけど、それ

で全てがやられてるわけではないですからね。先ほど言ったように、バリアフリー化の施設の面積割合でやってるとか、先ほど私が言った、固定資産税も一つの指標になるとは思いますが、交渉のね、があるわけですから、そこはですね、平群町としてどうすることが一番いいのかっていうことはおのずと出てくると思うんですが、そのことも含めてですね、そのことは十分踏まえた上でですね、一刻も早くですね、東山駅に安全安心に使えるためのエレベーター設置がですね、1基でもとにかく早急に行えるように平群町として最善の努力をしていただきたいし、そのための関係機関との交渉、懇談もですね、やっぱり積極的に進めていただきたいというふうに思います。

以上で、この件については結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

大きな二つ目の東山駅駐輪場整備についての御質問にお答えいたします。

一つ目の早急な駐輪場の増設ですが、以前には東山駅改札前やバス停など、駐輪場以外の場所に自転車やバイクが多数とめられておりましたが、町独自で数カ月前から撤去依頼の絵符をとりつけています。その効果により、現在では改札前など駐輪場以外の不法駐輪の数は少なくなりましたが、駐輪場にとめる自転車やバイクが多くなり、「駐輪場が狭い」と苦情の電話が多くなっているのが現状であります。

東山駅前には整備活用もされており、周辺で駐輪場として使用できるスペースが限られております。しかし、御指摘のとおり、現状の駐輪場では手狭になっていることも認識しておりますので、各部検討を行っているところであります。場所については、現在検討しているところで、関係部署と今後協議を行い、増設場所の選定をしていきたいと考えております。

続きまして、2点目の改札近くでシルバーカー専用の駐輪スペースを設けることについてであります。

改札近くでシルバーカー専用の駐輪スペースの確保に向け、関係部署との協議を行ってまいりたいと考えております。改札場所近くの設置ということになれば、歩行者への安全な誘導ということでは、十分な配慮が必要になる場所であると思われることから、即時の設置が難しいと考えておりますので、とりあえずの対応となりますが、現在使用している駐輪場に1台分のシルバーカー専用のスペースを確保する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁としては終わります。

○議 長

植田君。

○ 6 番

今、担当課のほうから十分、東山の駐輪場が飽和状態になっているという認識は持たれているようです。確かに違法駐車を取り締まるということでは、担当課としてはそうなのかなとは思いますが、それならば、やはりその違法でないところにとめてもらうスペースをですね、やっぱり確保するのが、それをしながらやるっていうんやったらええねんけど、それだけするっていうことのおね、やっぱり何ていうの、姿勢っていうのは私はいかかなもんかなと思うんです。実際にそうやって住民の方からも苦情ふえたっておっしゃってるわけですから、それはそうでしょう。今までとめてたところは次行ったら、いっぱいだとめられなくなってきたっていうのは出てくるわけですからね。大体、午前中8時半ぐらいを過ぎれば、そういう状態が発生してくるという状況がですね、雨天のときとはちょっとまた違いますけれども、あるわけですから、今どこに増設場所の検討をしているかというふうなこともおっしゃってたんですが、それが決まるまでね、何とか緊急的にとめれる場所っていうのは確保できないものなのか、その考えはあるのかないのか。それと、今現在どういうところでそういう検討をされているのかという点については、再度お聞きをしておきたいと思います。

それと、シルバーカーの部分では、現状のところの一つ、シルバーカー用のスペースをとるということですので、それはそれでありがたいんですが、今、飽和状態になるところでシルバーカーのスペースをとれば、まあ、これは難しいところですね。その分またはみ出しが出てくるわけですから、そのこともとりあえず、シルバーカーに乗られるという方は、高齢者の方であったり、お体の不自由な方がそういうのに乗られるわけですから、それはそれで必要かなとは思いますが、そこら辺、とにかく一刻も早く今の現状を改善するために、平群町としてどうするのか、とりあえず、そこ決まるまで新しい駐輪場ができるまで緊急の駐車スペースを設ける考えはあるのかどうかも含めて、御答弁願います。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

今、担当課のほうで検討してる場所が道路敷、歩道であります。歩道の中での確保ということで検討を進めておりますが、そこをすぐに応急的に仮の状態ですぐに駐輪場ということでは、今、歩道も道路法に基づく道路ですので、そういうことでは簡単にできないということで考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

今、考えてるのが歩道のところというふうにおっしゃったんやけど、どこの歩道、自動販売機の前のあたりの歩道ですか、それとも今ある駐輪場の前も結構広い歩道になってるんですけど、その駐輪場に近いところ、時々入れれなくてとめてはる方たちがおられるんですが、そのことを考えておられるのか、もう少し具体的に御答弁願いたいと思います。

やはりね、それはそれで広げていただくことはあれなんですけど、本当に緊急避難的にできるところが全くないのかどうかというのは、もう少し考えていただきたいなというふうに思います。

それと、いろいろ時間がかかるようなことをおっしゃってたんですけど、どれぐらいをめぐりに整備をされるお考えになってるのか、その点も含めて御答弁願えますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

検討してる場所については、現在の駐輪場の前の細い幅のところと、あと辰巳ビルの前の歩道の広いところの一部、それとバス停の前など、いろいろ検討しております。ただ、歩道も自転車、バイク、車両ですので、歩道を走るわけにはいかないの、駐輪場までの町道ですね、道路を設ける必要がありますので、その辺の協議とか、いろいろ要しますので難しいということになります。

期間については、駐輪場もですね、そういう期間、今の答弁しましたような協議とかに要する期間は、12月をめぐりに一応考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

なんか、もうようわからん、難しいからできへんのかなって思いきや、12月ぐらいにめぐりに考えてる。ほんなら12月には、そこに駐輪場としてとめられるスペースが、そうじゃないのかな、確立をできるのか。私、聞きたいのはいつ、じゃあ、とめられる状況になるのかってということが聞きたいんですよ。そのことがわかれば、住民の方に周知もしてもらえれば、ある程度安心もされると思うんですけど、今現状そうじゃなくて、とにかくここへとめたらだめですよということだけで、移動してくださいってということだけで、タグなんか3枚

も4枚も張られている方もいらっしゃるとお聞きして、そこへ行ったときには、もうとめれないからそういう状況になってるんやと思うんですけどね。いつ使えれる駐輪場の増設ができるのか、この点について、もう少し明確な御答弁いただけますか。それが12月にできんのかどうか、今めどにっていうのはそういうことだったのかどうか、御答弁よろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

12月までには協議を行うということで、その後、新年度、仮に協議がまとまれば設置、整備とか、いろいろ予算的な面も発生しますので、そういうこともありまして、仮に協議がまとまって予算とかがつきまして、整備とか期間も要しますので、仮にそういう状態になったときには新年度、来年の9月とか、その辺の時期までには整備ができるかなというふうに考えておりますが、何分協議もまだこれから行っていきますので、その辺は未定ということで、はい。

○議長

植田君。

○6番

9月までっていうことですので、非常に長いなど。今、状態があんな状態であるわけですからね、もう少しちょっと早急な対応ができないのかなというのが正直な思いです。この状況を担当課でも知ってたわけですから、先ほどちょっと聞いててあれだったんですが、答弁なかったんですが、臨時的にね、もう少し置くスペースが確保できないのかということもお聞きしたんですが、そこら辺は全くないんですか。その点について御答弁願えますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほども答弁させていただいたと思いますが、自転車、バイクは車両ですので、車道から入るのが基本になりますので、歩道をまたがって歩道の中で駐輪場を設けるということでは車道がない状態になりますので、臨時的でも難しいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○6番

車道を通らなければならないから車道から入るのでということやったら、ほんなら、今の駐輪場っていうの、あそこ通らな行かれへん、車道があるんです



か。私、歩道という感覚やってんけど、平群町の方は皆さん、あの電話ボックスの横の辰巳ビルさんの横のどこ入っていかはるけど、あっこに車道ってあるんですか。そこ通って皆さんとめていかれるんやけども、そこ、どうなんですか。今、ほんなら、通ったらあかんとこ通ってはって入れてるって、そういうことなんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

あの分につきましては、幅員は狭いということですが、そういう車両が通れる、自転車、バイクが通れる道になっております。

○議 長

植田君。

○6 番

どこにあるのか、私もようわからんのですけどね、どこに道路敷があるのかってというのは全くわからないんですけども、通常ね、やっぱりそうやって違法の駐輪を取り締まるのであれば、当然それが退避できるっていうか、かわりになるところをね、設けてやるのが私は行政側の対応だと思うんです。それがないうままに結局、違法駐輪だけを取り締まってですね、行く場がない、つくってしまうことは非常に行政として不十分っていうか、行政としてやるべき対応ではないなというふうに思いますので、9月というふうにおっしゃってたんですが、できるだけ早くですね、今の状態を改善できるように、担当課として責任を持って取り組んでいただきたいと思います、その点についての担当課としての決意だけお聞きをしておきたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、議員申されました、町が行っているのは町独自で撤去の依頼ですね、歩行者の安全とか、元山上口では歩道ということで、駐禁とか警察のほうで切られたりすることもありますので、東山のほうではまだそういうことがないんですが、そういうことで町のほうは行ってまして、それと整備に必要なほんまに満杯かどうかという確認も、ここ何カ月か行っておりまして、次のうち何日はほぼ満杯という状態があるということが、その集計で把握できましたので、そういう増設に向けてできるだけ早い時期に増設できるように取り組んでまいります。

○議 長

植田君。

○ 6 番

担当課のほうとしても、そういう状況は台数も含めて確認してはるようです。住民の方からもバイクで80台以上、日々とまってるし、自転車にしても60台近くは毎日、大体とまっているという状況があります。ただ、天候の関係もね、こういうところは左右する部分はあるんです。もう雨が降るってわかっている場合は乗ってこられないということもありますので、ただやっぱりそういうふうに必要な性を感じておられるということは、そういう状況が往々にして、常にある状況に近いということだと思いますので、この点については、本当に早急に対応していただくようお願いをしておきたいと思います。

この件については以上で結構です。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

それでは、植田議員の大きい3点目の就学前の眼科検診について御回答いたします。

さきの3月議会でも、植田議員より御質問をいただいて答弁させてもらっておりますが、3月議会以降、町内の眼科医との懇談を数回行うとともに、町内の就学前施設についての視力検査についての調査を実施しました。また、啓発ポスターを作成し、こども園、子育て支援センター、プリズムめぐりにおいて啓発に努めております。しかしながら、プリズムめぐりで実施している1歳半健診、また3歳半健診についても、月齢が上がるほど受診率が低下している現状から、受診勧奨を行っても受診しない。発見しても治療されないという現状があることから、まずは検診の実施よりも保護者に子どもの目について関心を高めることが最重要課題だと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

植田君。

○ 6 番

もう非常に情けない御答弁だなと思うんですが、私も言いましたように、1歳とか3歳の健診で受診率が下がっていると。それは上げる努力はしてもらわなあかんと思いますよ、子どもの、まあいうたら、健やかな成長をね、町として子育て優先の町ということをおっしゃるのであれば、奈良県一っておっしゃるのであればですね、それに伴うような状況をどうつくっていくのかというのは問われるわけですよ。これ、眼科医の先生とも協議をしてこられたというこ

ともちょっとお伺いしたんですが、眼科医の先生としてはどのように、この就学前ですね、とにかく6歳までにやっぱりきちっと眼科医によるベストはそうなんですね、検診をするということが、それ以後の子どもの成長の段階ですね、弱視だとか、そういうものが、それを超えてしまえば、ある程度確立してしまうから、強制的にそれをしようと思っても、十分な回復は認めないということは、眼科医の中ではそういう認識があると思うんですが、平群町は今最初に言いました1年生と4年生で眼科医の先生が、まあ、近隣では少ないと思います、眼科医の先生が学校保健法に基づく眼科検診をされてるっていうのはね。その点についてはね、先生との協力もあるし、平群町としてもやろうということでやってくれはった、このことは非常に大事だなと、頑張ってくれたなと思うんですけども、就学前の子どもたちについての眼科検診の意義について、それについては、3月議会でも必要性は十分認識してるっていうのは担当課もおっしゃった。眼科医の先生にも、多分そのことで相談をかけたと思いますが、先生はどのようにおっしゃってるのか、そのことも含めて御答弁願えますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えをさせていただきます。

町内ですね、まず施設においてですね、視力検査の受診率は99.4%、これ、先ほど申しましたように、こども園と幼稚園をさせてもらった結果ですけども、受診率は99.4%になってます。その中で疑い者を含む異常ですか、勧奨率は15.2%となっています。また、精密検査の受診率は83.8%となっております。まだ、その中で未受診者がおるということで、その点については各関係者、養護教諭や、こども園の看護師がフォローをしております。

専門の眼科医の先生とお話をさせてもらった中ではですね、さまざまな角度から検討を行ってまいりました。集団検診となればですね、機械の費用がかかります。それと、先生が使われるのであれば150万円の費用を出してもですね、まあいいかなということやったんですけども、それを通年にわたって使う分じゃなくて、たまにしか使わないような状況であればですね、機械の精度も落ち、故障の原因にもなるということが言われてます。また、当然、専門のスタッフであるとか、医師、お医者さんの人件費もかかるということが予想されております。

また、個別検診となればですね、町内の眼科医の先生が一つということからですね、今でもかなり負担をしていただいているんですけども、またそれ以上にかけるということになります。そういう話でいろいろ相談をさせてもらった中

ですね、当然、以前からですね、6歳ごろに視力が完成しますので、弱視等々の治療をしなければ、生涯にわたる矯正視力が改善しない可能性があるということも、先生もおっしゃってました。ただ、先生とお話しする中でですね、眼科医の先生が平群町内におられるっていうことも含めてですね、受診率がかなり上がっていると、そういうことをおっしゃってました。

それと、小さいお子様なんで、結膜炎であるとか、そういうことでかなり受診されてる方が多くてですね、こういう精密検査を受けなさいと言われる勧奨された方についてもですね、ほとんど先生はフォローしているという話もされてました。そういう中でですね、当然、100%の人がですね、勧奨されても行かないということも含めてですね、今後、当然保護者に対する啓発が最も重要課題と考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

そしたら、担当課のほうとしては、今やってるので十分だと。眼科医の先生による就学前の検診は、まあ必要ないというふうにお考えだというふうに聞こえたんですけども、そういうふうを受け取ってよろしいんですか。その点について再度、御答弁を願います。

私は絶対、この問題は必要だと思うんですね。実際、平群町の在住の子どもさんが学校の健診で引っかかって、それから精密検査を受けたところ、遠視性不同視弱視と診断されたということで、6歳になってからだったのでですね、長期にわたって治療が行われるという状況も出てるわけですし、これ、3月議会のときにも言ったかもしれませんが、奈良市のほうで行った保育園での検診ですね、3歳、4歳児かな、の異常が見つかってですね、眼鏡をつけることで就学前には適切な視力が得られたということですので、とにかくやっぱりそういう意味では、その回数っていうんですかね、をふやしていく。とりわけ平群町の先生は、これ以上、手いっぱいだからできませんということをおっしゃてないのであればですね、やっぱりそこはちょっとやっていただきたいというふうに思うんです。

費用面についても、今現状、27年度の決算でも、1年生と4年生のときに眼科医の先生に来ていただいて検診をしていただく費用としては25万程度、平群全体ですね、かかっていると、決算ではそういうふうに出てたんですが、ということは、これは2学年ですから、まあ、就学前の一定5歳児となれば、1学年でその半分、12万5,000円ぐらいで、その検診にかかる費用として

は考えられるのではないかなと思うんですが、それ以上に5歳児検診の場合はお金がかかるわけですか。それはお医者さんの協力は絶対的にそこは必要やと思うんですよ。ただ、費用的に言えば、それぐらいついていうたらあれやけど、その程度の費用で子どもたちの将来にわたる視力をきちっと異常を見つけてすね、確保できる状況、改善する状況をつくり出すことができるわけですから、そこはやっぱり平群町としてほかにはないね、そういう先進的なことをやってるんであれば、それこそそれも平群町としてのやね、子どもの健やかな成長を応援する、あんだ、子育て県下一の町、目指しはるんやったら、そういうことも私はいろんなことが積み重なって、その平群町の人口増につながっていくと思うんですが、再度その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再答弁させていただきます。

当然です、議員お述べのようにですね、大事なことやと思ってます。当然、6歳までにはね、何回も同じこと言うてますけども、当然ね、そこで見つけなければ、将来にわたってということもありますので大事やというふうには思っています。ただ、今現在ですね、費用の面とかですね、いろいろ御相談をさせていただいてます。その中でですね、大概ですね、お医者さんのほうのですね、協力を今はすごくしていただいております。それでやっぱり病院の医院の機械を使う、そしてそういうスタッフも使う、先生も使うとなれば、やっぱりそれ相応の負担をとすることは当然出てくるかと思えます。先生は金額的なことは詳細は言われてません。まあ、「平群のために」ということはおっしゃっているんで、すごくありがたいお言葉をいただいているんですけども、ただやっぱり先生が言われるのは、「まず勧奨せなあかんやろう」ということは第一に言われております。

当然です、治療勧告ですかね、それから早期受診ということですね、徹底的に関係各所と連携をするということが、まず一つ目の課題。そして、保護者の方にですね、今年度、28年度からですね、チラシを配布させてもらってます。該当になる4歳児、5歳児の方に、それからプリズムで行う3歳半健診も、保護者に対してもチラシを同封させてもらっております。そういうふうな形で親への啓発活動にも取り組んでおります。当然、幾ら啓発してもですね、不足になるかと思えます。それで、できるだけポスターについてもですね、ことしよりも来年はもっといいものをつくるかということ、もっとも保護者の方に、この重要さというのも認識していただきたいというふうに思ってい

ます。私どもも、そういうふうに意義あるものやというふうには思っております。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

何遍も、これ以上あれなんかもかもしれないけども、1点ね、就学前の検診、先生も勸奨、そのことを伝えることが大事だということは、それはそうだと思うんですけども、スタッフとか、いろいろとおっしゃったんですけども、今現在の小学校で行ってる検診以上の検診を、まあいうたら、その発見をするためには費用もかかるし、それなりの状況もつくらなあかんというふうなことなのかどうなのか、そのことがちょっとわかりにくかったんですよね。私もちょっと知り合いの先生にお聞きをしたんですが、眼科検診のあり方としてね、理想的なのは、視力検査をした上で眼科医が頭位と眼位の診察を行うということで、ある程度、専門的な知識を持った先生ですから、それによって短時間でそういう発見が100%とは、それは全て言えないと思うんですが、やっぱりそういう専門的に眼科としてやられてる先生であれば、そういうことによって可能な、そういうのを発見できるということがあるというふうにお聞きをしています。まあ、難しい場合は視力検査のみでも、スクリーニングにはなるというふうにもおっしゃってたんなんですが、理想としては、そういうふうにお眼科医が頭位と眼位の診察を行う。短時間でそれはできる方法なんだということもお聞きをしているんですが、今お聞きしたやつ、何か大層な検査をせなあかんようなふうにお受けとめたんですが、それはそういうことなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

精密機械というふうにお先生はおっしゃっておいりました。それで、原則的にです、動かすというのはですね、やっぱり機械にとって、精密機械なので動かしたくない。それはできるだけしたくないというふうな先生の判断でした。それで、やはり先生がですね、できる限り、そういうふうな医院でちゃんと見たいというふうにおっしゃってる、そういうことであればですね、やはりそういう機械を使ってということになるかと思えます。費用面が一番絡んでくるんですけども、やはり費用面と当然、その費用対効果も含めてですね、もっともって考えていかなければならないというふうには思っております。

○議長

植田君。

○ 6 番

機械のことをおっしゃった、今、小学校の1年生、4年生でやってる検査はそういうものではないということなんですね。機械を持ってきてもうてやってもらってる、そういう状況でないということなんですね。だから、それと異なって、やらなあかん意義っていうのは、先生は先生にあると思うんですけども、そこら辺、先ほどちょっと紹介しましたように、そういうふうな頭位と眼位の診察を行うということでも、ある程度発見ができる。とにかくそういう機械をふやしていくということで、それは先生のやり方っていうのはあるのかもしれないんですけども。やっぱりそこら辺をね、とにかく6歳までにその発見ができる環境をどうつくるのかっていうことが、私は必要だと思うので、そこはですね、やっぱり先生とも協議をしていただいて、また協力いただける先生なんかにも協力いただくということが必要かなと思うんですが、今言ったように、その大層な検査は1年生と4年生ではそんな検査ではないという形で眼科医の先生は。その違いがあるのかないのかね。そこら辺だけ、もう少し答弁願えますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

お答えいたします。

精密機械につきましてはですね、基本的に小学校のほうに、まあ、これはね、持ち出すことは本来あかんということを言っておられるんです。ただ、それはここでお答えしていいのかどうかかわかんないんですけども、やはりそれは先生の御厚意であるということやと思います。当然、持ち出すことはだめっていうことを言われているので、今後新しいことをするに当たってはですね、ちょっとということ言われているので、申しわけございませんけども、精密機械を使ってですね、医院のほうでするっていうことになれば、それなりの費用もかかるということをお理解いただきたいと思います。

○ 議 長

植田君。

○ 6 番

今、御厚意の範囲でやってもらってるというようなことだったと思うんですが、ただね、それはいろいろ考えなあかん部分はあるかと思いますが、とにかく就学前にやる意義っていうのがね、非常に大きいということがありますので、その機械を持ってきてやってもらうことがいいのか、まあまあ、それまでして

もらえたらいいんやろうけども、そうじゃない方法も含めてね、だって子どもたちは毎年毎年成長するわけですから、今5歳の子も来年度は6歳になるわけですからね、そうなればまた、まあいうたら矯正をやっても視力が獲得できるかどうかという状況の枠から外れてしまうこともあるわけですから、先ほど私が言いましたようなことも含めてね、大変な機械を使わない状況でも、とにかく検診をふやして6歳までに眼科医の先生に診てもらおう状況をつくということでは、担当課のほうとしても、ぜひ頑張っていたきたいなど。そこら辺にも先生の協力は要るわけですが、そこら辺も含めてですね、やはり一刻も早くそういう状況、検診の回数をふやしてもらって、就学前に眼科検診ができる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時59分)

再 開 (午前11時15分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長 長

続きまして、発言番号3番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり、大きく3点質問いたします。町長には、質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭、お願いいたしまして、質問に入ります。

1点目は、清掃センターの更新計画などについてであります。

一般廃棄物のごみを処理する町の施設「清掃センター」は、平成4年に稼働して既に25年が経過します。平成11年、12年には、ダイオキシン対策として焼却炉、フィルターなどの大規模な改造工事を行い、近年は焼却炉の補修工事などを行い、延命を図っています。しかし、焼却炉の耐用年数は、一般的に20年から30年と言われていることから、あと5年で耐用年数に達します。



寿命ということであり、このことから焼却炉の更新や清掃センターを建てかえると多額の費用を要し、また新しい場所で建てるとなると、計画から稼働まで10年近い期間を要する場合があります。清掃センターの更新は、平群町の喫緊の課題であり、最重要課題と言っても過言ではありません。昨年9月3日に開かれた議員全員協議会で、天理市などが進めている一般廃棄物広域組合に参加しない方針が示されましたが、あれから1年たちますが、その後いかがなっておりますか。

この件で、他の議員が平成24年12月議会で同種の一般質問で町長は、「平群町の最重要課題であり、なおかつ喫緊の課題であるというふうに認識しておりますので、早急に町内協議を始め、場合によりましたら、近隣の市町村との話し合いも必要ならば入っていききたい」というふうに言っておられました。あれからもう4年近くなります。ごみ・し尿の一般廃棄物の収集・処理・処分、火葬、上水の供給などは、住民生活に直結するもので1日とも欠かすことができないもので、町は何を差し置いても行う責任があります。

それと、町は平成27年7月に一般廃棄物処理基本計画を議会に示し、それによると、家庭系ごみの排出量をごみ有料化3年後の平成28年まで、平成23年度比で20%削減、34年までに35%削減することになっています。一方、事業系ごみは、34年までに平成23年度比で10%削減する計画になっております。具体的には、平成23年の家庭系ごみ5,272トン、事業系ごみ1,114トン、計6,386トン、1人1日当たり870グラムを、5年後の平成28年には家庭系ごみを4,217トン、事業系ごみを1,064トン、計5,281トン、1人1日当たり750グラムに、最終年度の平成34年に家庭系ごみを3,426トン、事業系ごみを1,002トン、計4,428トン、1人1日当たり674グラムにする目標になっています。平成27年度の実績を見ると、家庭系ごみは4,071トンで、平成28年目標の4,217トンを既にクリアしていますが、事業系ごみは基本計画策定時の23年の1,114トンよりふえて、1,369トンになっています。このような状況下で、本当に目標を達成することができるのでしょうか。このことにつきましては、さきの決算委員会でも指摘があり、バイパス沿いの商業施設の出店によると答弁がありましたが、私はそれだけではないと思います。

なお、先ほどの基本計画によりますと、目標を達成するために排出抑制、再資源化、公民連携による取り組みの促進を掲げていますが、それをやっても可燃性ごみはゼロにならないわけであることから、私は町のごみ焼却場は必要だと思えます。

2点目は、都市公園の中央公園・北公園の利用促進、利用拡大についてであ

ります。

町の都市公園は2カ所あり、一つは中央公園で11ヘクタールあり、第1期は平成7年7月、第2期は平成10年4月にオープン、もう一つの北公園は1.4ヘクタールで平成10年4月にオープンしまして、多くの住民に親しまれているわけで、住民の健康づくりに貢献しております。

この都市公園は、近隣町に比べて立派な施設と言えるわけで、平群町の一番の目玉施設は都市公園と言っても過言ではありません。町の資料によりますと、昨年度の利用者は中央公園で3万4,424人、北公園で3万3,660人、計6万8,084人の人が利用しており、この都市公園の管理を指定管理で町地域振興センターに委託しており、光熱水費を含めた委託料は1,810万で住民1人当たりになると950円、約1,000円となっております。この金額には、併設のスポーツ施設の管理料は含まれておりません。都市公園の管理料が高いか安いかは別として、公園の立地が南北に偏ってるとはいえ、スポーツ施設を備えた公園にしては利用者が少ないのではないのでしょうか。特に中央公園の面積は11ヘクタールと広く、管理料が1,325万円もかかっています。また、北公園は生駒市に隣接していることから、生駒の方も利用されていることが少し気かりになるところでございます。

一般的に健康寿命を延ばす秘訣は足腰を鍛えることだと言われております。歩くことや自転車に乗ることで足腰が鍛えられるようであります。健康長寿奈良県一を目指す平群町は、住民に散歩、散策、ウォーキングをもっと奨励して都市公園の中央公園、北公園の利用促進、利用拡大を図るべきではないでしょうか。住民が健康に過ごすことができれば、国保会計の改善になると思います。

そこで、4点質問します。

一つ目は、ここ数年の利用者の推移はいかがなっておりますか。また、利用者のカウント方法はどのような方法で行っていますか。

二つ目は、中央公園は開園して20年がたち、また北公園は18年がたちますが、課題、問題点はありますか。

三つ目は、中央公園内の西宮古墳の管理のことですが、県施設になっているようでありますが、草ぼうぼうで町管理の公園と違って管理が行き届かないようになっております。聞けば、国の所有だそうですが、国や県なりに草刈りなどの管理をお願いできないかと質問通告いたしました。先週末、中央公園にまいりますと、きれいになっておりました。どなたが草刈りをしていただいたのでしょうか。また、今まではどうされていたのでしょうか。

四つ目は、町はお金がないからといって都市公園をなくすことはできないわけでありますから、町として抜本的な利用促進、利用拡大を何か考えているの

でしょうか。

なお、中央公園が私の自宅から近いもので、朝ウオーキングによく利用しますが、公園内の木々は四季折々の花が咲き、花は季節によって表情を変えます。本当に季節の移ろいを感じ、癒される公園です。また、野鳥のさえずりや虫の音も耳にすることができます。木々の剪定や芝生の刈り込みは本当に行き届いております。自然味あふれる公園になっているわけでございます。

3点目は、暫定平群西線の進捗状況等についてであります。

駅周区域の北側の敷地は、都市計画道路「平群西線」の交番から近鉄生駒線の区間の道路が完成しないと接道要件を満たさないことから、私は一般質問でたびたび取り上げ、とりあえず駅周の完成の29年度末、平成30年3月末までに、町が責任を持って暫定道路をつくるという答弁がありましたが、あと1年半しかありません。暫定と言っても、町道を新しくつくるわけですから、法手続を行い、これから予算計上して設計、用地買収、入札、工事になるわけですが、本当に30年3月末までに暫定道路をつくることができるのですか。いささか疑問に思います。できなければ本当に大変なことになると思います。そのことから暫定道路をつくるスケジュールをお尋ねします。

今年の3月議会でも同様の質問をしましたところ、前任の課長は「既存の4メートル町道を6メートルに拡幅して接道要件を満たす」、「拡幅に当たっては道路法の手続が必要で、築造費は概算ですが1,000万程度かかる」、また「財源は町単費」と答弁がありました。しかし、既存の町道東吉新95号線の拡幅で本当に接道要件を満たすとは、私は到底思えません。町は暫定道路のスケジュールを今日まで議会に示さないのは、駅周組合は予定どおりできると言っているが、町は予定どおり完成しないと諦めているのではないかというふうにもとれます。平成30年3月末に完成しないと、残りの交付金、補助金の交付を受けられず、駅周事業はにっちもさっちもいなくなるようではないかと危惧しています。

それと、事業認可後、街区を大幅に変更したため、変更認可に2年近くを要したと聞いております。それによって仮換地や工事が進められなかった結果、予定どおりの交付金や補助金の交付を受けられるかどうか微妙な状況になっているのではないかと思います。このことから事業認可後、街区の変更を大幅にされた経緯をお尋ねします。万が一、駅周組合に起因して事業が予定どおり完成できず、残りの交付金、補助金の交付を受けられなかった場合、それを町が負うようなことになれば、おかしい話で、住民の理解と納得が得られないと思います。

過去のことはわかりませんが、駅周事業については議員も責任があると言わ

れる方がいらっしゃると思いますが、私はそうは思いません。仮換地の割り振り、地権者との交渉、工事、資金繰り等、全て駅周の組合の責任で執行しておられるわけで、全ての責任は駅周組合にあるのではないのでしょうか。これが基本だと私は思います。住民の方から駅周事業の事業主は駅周組合ですと言っても、げんげんな顔をされます。というのも、あれだけ町広報紙や住民説明会の資料で何の注釈もつけず、駅周のことを取り上げていけば、住民の方は町がやっているように思われても仕方ないのではないのでしょうか。去年の住民説明会の資料を見ても、「町の活性化のため商業店舗の誘致活動も行っています」と書かれてました。住民が期待される内容になっております。そうであれば、この1年間、町長は誘致活動に額に汗されたんでしょうか。昨年11月の住民説明会3カ月後の3月議会の私の一般質問で町長の答弁は、「この時期、駅前に民間企業が進出するという事は非常に厳しい状況でございますので、その中でいろいろ考えた結果、文化センター・図書館という結論でございます。これによりまして、民間企業も動いてくれるのではないかと考えております。」でした。私に言えば、何の責任感もないんじゃないかというふうに思います。町長、政治は結果責任です。

以上が私の一般質問です。簡潔明瞭に御答弁ください。よろしく申し上げます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目、清掃センターの更新計画についての御質問にお答えいたします。

一つ目のごみ焼却施設の更新はどうなっているのかについてですが、施設の建てかえには、人口や面積規模から循環型社会形成推進交付金の交付対象とならないため、町単独事業での実施はできないと考えます。今後におきましても、住民の皆様にもさらなるごみ減量に協力いただき、施設の延命化対策を今後行っていくことで、その中で時間的余裕が生まれ、平群町にとって最もいい手法は何かを検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の事業系ごみは計画時の平成23年よりふえている、本当に目標を達成することができるのかについてでございます。

現在、事業系のごみ排出の実態調査を行っているところであります。実態把握を行った上で、ある程度の規模以上の事業者に対しては清掃センターで事業者登録を行っていただき、ごみ量を把握できるような取り組みを行い、今後、目標達成には何が必要か、実態調査やごみの組成も見ながら、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、ごみの処理は住民生活に直結するもので、住民の生命線と言っても過言ではありません。町としてもプライオリティーが高く、優先順位は一番ではないかと思えます。

それでは、再質問いたします。

1点目は、ごみ処理施設の更新のことですが、具体的にどういう検討をされてるのでしょうか。何かやはり原課としてですね、傷めることは町長も最重要課題というふうに言っておられるわけですから、町長から具体的な指示が出ておるんじゃないかと思えますが、新しくつくる場合ですね、補助金が見つからない、人口とか面積が補助対象にならないことはわかっておりますが、先ほど言いましたように、原課として何か検討されてるんであれば御答弁ください。

2点目は、事業系ごみの排出量のことですが、政策基本体系でもありましたし、先ほど課長からですね、事業者の実態調査を行っており、その調査に基づいて、いろいろこれから事業者に啓発活動も行うということなんですけども、私はこんなにふえるのは異常にしか映りませんね、事業系ごみだけが。家庭ごみは減ってですね、事業系ごみがふえる。バイパス沿いの商業施設の出店によるという話ですが、イオンであればISOに取り組んでると思うんですね。ごみであれば環境だと思えますので、ISO14001だと思うんですが、イオンビッグに排出量の確認をいただけますでしょうか。

それと、町の事業系ごみの処理単価は幾らになってるか、おわかりになっておられるでしょうか、担当ですからおわかりだと思えますけども。それと近隣の事業系ごみの処理単価がわかるんであればお答えください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

再質問、3点いただいたと思えます。

1点目の将来、町がどのように考えているかということであります。

現時点では、総合的、将来的な課題を検討するという事の中から判断になると思えます。先ほどの答弁にも申しましたが、現時点では平群町にとって民間とか自治体連携とか、そういうタイプの中でどのような方向を今後とっていくのかということが、今後の判断になると考えております。

2点目のISOの関係でございます。

そういう I S O の取得されている事業者には、今後そういう調査のお願いをさせていただいて、調査を行っていきます。

3 点目の事業系のごみの各町の処理単価でございます。

平群町は、家庭系と同じく 1 キロ当たり 1 0 円です。近隣 7 町の中では、三郷町が 1 0 キロ当たり 1 4 0 円ということで、斑鳩は指定ゴミ袋制をとっておられます。王寺町が 1 0 キロ当たりですが 1 4 0 . 4 円、河合、上牧が 1 5 0 円ということで、そのような状況であります。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

課長ね、町長もですね、4 年前にですね、最重要課題というふうに言っておられるわけですから、何か金額的なものをおつくりになってるじゃないですか、その改修工事についてですね。その辺のことをもう一度答弁ください。

それと、事業系のごみのことですが、調べていただけると、大抵大きなところは I S O をやっておられると思いますので、1 4 0 0 1 番ですかね、それをやっておられると思いますので、それはとって確認をいただきたいなと思うんですけども。

それと、平群町の処理単価はキロ 1 0 円、三郷町はキロに直すと 1 4 円、斑鳩町は指定袋というような、王寺町は 1 4 円ですね、キロ当たり。平群町は安いと思うんですよ、安い。これはやはりですね、ふえてる原因かもわかりません。平群町のごみだけ処理しておるわけですから、そんなことはないと思うんですけども、やはり検討する余地があるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことは先ほど言いましたように、4 年前に町長がある日に約束してるわけですから、その検討結果をお話してください。

それと、事業系のごみについては、わかりました。どうするのか、その辺だけ町として改革、改正していくのか、その 2 点、お答えください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

概算の金額ということで、クボタのほうでうちの施設のメーカーでございますが、そちらのほうで全てリニューアルする場合、建物から全部した場合、7 0 億円、建物、煙突を流用してプラントのみの場合は、5 0 億円ほどというふうに確認しております、今の設備が 1 5 年から 2 0 年の期間ということで、今までは 2 0 年か 3 0 年ということで聞いておりましたが、そういうふうにメ

一カーが言っております。

平群町の廃棄物処理基本計画の中でも、その主な課題と方向性という中で事業系の排出抑制ということで、その中の文面ですが、今後168号線のバイパス沿いに店舗がふえることが予測され、ごみ量も増加することが推測されるということで、その中で手数料の改正や指定袋制の導入についても検討していきますということで、そのような計画の中で実態調査も見ながら、そのような手数料の改正とか、指定袋の導入についても早急に検討してまいります。

○議 長

森田君。

○4 番

70億かかるんですか。全面的な改修でも50億かかる。平群町として、本当に大変な事態になるんじゃないかと。先ほど課長からもありましたように、補助対象にならないですね、ということですので、これについてはですね、今メーカーなり、原課として今の施設がどれぐらい、あともつのか、それが重要なポイントだと思うんですね。本当にやらなければ、ほかのこともやめても、これに取り組みなければ平群町の住民の生命線じゃないか、ごみ処理は。だから、あと一番大事なのが、今わかる範囲ですね、今の施設がどれぐらいもつのかというのがポイントだと思うんですね。

それと、先ほどの事業系ごみについてはわかりました。1回本当にですね、これは機会を見て、全協なり担当の委員会ですね、今ダイオキシンの工事を進めておる、スタートしたところでございますので、今年度中にはですね、話をして、説明をいただきたい。どういうふうに取り組むかということで。先ほどの今言いました、今の焼却場があと何年ぐらいもつのかということだけ、ちょっと確認させていただきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

通常の改修工事じゃなく、少しお金を投入しまして延命化対策工事を行ったとして、その工事完了から5年程度はいけるっていうふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、延命化工事にどれぐらいかかるのか、それからやっても5年しかもたないんでしょう。違うんですか、私、聞き方が間違っておれば、ここで訂正していただきたいんですけども、延命化工事終わったら、あと5年したら

ダウンしますよということなのか、今の施設がどうかということだけ、もう一度お答えください。それは費用幾らでということをお答えください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

一般的な規模から年数とかの分でメーカーの申しますには、延命化は2億円ぐらいということで、それを投じた後、メーカーの3年から5年と言いますが、もう少しもつようには担当課としては思っていますが、メーカーの言いますには3年から5年ということでありました。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。延命化工事2億かけても、3年か5年後には何かやらないといけませんね。そういう今、答弁だったと思うんですけども、これは本当に悪いんですけども、大変なことだと思うんです。今、町長は文化センターに頭が、そっちのほうに向いてると思いますが、これを聞いて住民の方がね、もしかすればですね、どのように思われるのか。私は住民の方に本当のことをお知らせすることが大事だと思うんですよ、本当のことをですね。自治体に限らず、民間企業でもですね、透明性が求められる昨今でございますので、住民の方にごみ処理ができなくても困るんですか、困らないんですか、言われたら、必ず困りますというふうに言われると思うんですね。11月の町の住民説明会でも、きっちりこの項目は入れておいていただきたい。そのことはお願いしておきます。これはこれで結構です。

○議長

次でいいですか。

○4番

はい。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目の中央公園、北公園の利用促進、拡大の御質問についてお答えします。

二つの公園は、都市建設課で管理する公園施設と教育委員会で管理する体育施設を一体的に指定管理している施設ですので、私のほうからは公園施設について1点目、2点目、4点目についてお答えします。



まず、小さな1点目のここ数年の利用者の推移、カウント方法についてですが、利用者の推移といたしましては、平群北公園では平成25年度が3万485人、平成26年度が3万1,593人、平成27年度が3万3,660人と指定管理者より報告を受けております。平群中央公園では、平成27年度で3万4,424人となっております。中央公園につきましては、平成26年度まで出入り口が複数あり、敷地面積が広大なため正確な利用人数の把握は困難であるとして利用者数の把握はしておりませんでした。利用状況の把握は一定必要であるとして、平成27年度から利用者の確認を行っております。

カウント方法についてですが、二つの公園とも、その日の公園管理業務に従事する複数の職員の中から1人を定め、作業中も含めて巡回し、目視により体育施設利用者を除いたカウントをしております。

続きまして、小さな2点目の公園施設の課題、問題点についてですが、議員が御指摘のとおり、中央・北公園とも供用開始から約20年程度が経過し、時間の経過とともに施設の老朽化が見受けられます。利用者の方々が公園内を安全に安心して利用いただけるよう、遊具については毎年、点検業務を実施しており、必要に応じて対処しております。その他、公園施設につきましては、指定管理者により維持補修や修繕等、日常の適正な管理に努めていただいているところです。

最後に、4点目の公園の利用促進、拡大を何か考えているのかとのお尋ねですが、まずは良好で安全な状態を維持し、住民の皆様が日常生活の中で親しむことのできる公園づくりを目指しています。また、指定管理者によりイベントの開催などを実施しておりますが、今後とも体育施設を含め、より多くの方々に利用していただけるよう、教育委員会、指定管理者とも協議、連携した取り組みを進めてまいりたいと考えています。

私のほうからは以上です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3点目の中央公園内にあります西宮古墳管理の現状についてお答えさせていただきます。

西宮古墳につきましては、財務省所有の国有地ですが、中央公園整備時に国と町との間で管理についての取り決めはされていないとのことであり、実態としましては、町が、まあ、教育委員会が草刈り等の管理をして実施をしております。従来より、教育委員会が直接、墳丘部分及び古墳外の広範囲に及びます草刈りを実施してきた経緯がございますが、他業務の兼ね合いもあり、年によ

って草刈りを行う時期については一定をしておりません。今年度につきましては、先ほど申されましたように、先般行いました。今年度の実態につきましては、民間開発に伴います発掘調査等、優先度の高い業務への対応もあり、草刈りがおこなわれていた状況もありました、それで少しおくれたということ。

草刈りをしたのは誰かという御質問でしたけども、草刈りにつきましては、教育委員会総務課職員の手によって草刈りの実施を行ったところ。今後は、都市建設課及び公園の指定管理者であります地域振興センターとも協議の上、草刈り等業務の担当範囲の調整を図りつつ、都市公園と調和した価値ある文化財の景観保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。順次、再質問させていただきます。

1点目の利用者の推移、カウント方法のことですが、ここ数年、人数はほぼ変わってないということはわかりました。人数は職員が目視によるアバウトというようなことですが、朝ですね、職員が出るまでですね、どういう利用形態になってるかということもわからないと思うんですね。私が一番、中央公園を利用してますので、そんなことは職員さん出てきてないわけですから、一度きっちりどのような利用状況かということは調査されたほうがいいんじゃないかと思えます。これはお願いしておきます。

2点目の施設の課題、問題点のことですが、ここにですね、私ども議員のほうにも指定管理者から27年度の報告が出てますね、報告が。その中に問題点、課題というものが書かれてますが、これについてどのような認識されてるのか。補修計画をお持ちなんですか。あれば聞かせていただきたい。特に一番問題なのは、北公園の慢性的な駐車場の不足はやはり問題じゃないかなと思うんですね。現状であれば、公園スペースを減らさないといけないというようなことも考えられますし、中央公園では私が見た限り、十数本の木が枯れて歯抜けになってるところがございます。こういうこともありますしですね、ほんで、側溝の溝の縁石がとれてるところもあります。これはですね、指定管理者任せにせず、担当の部局の方が3カ月に1回、2カ月に1回見れば、私でも気づくわけですから、皆さんが気づかないはずがないと思えます。一度きっちり調査されたほうがいいんじゃないかと。

それとですね、先ほど申し上げましたが、政策基本体系の質疑でですね、中央公園でナラ枯れの被害が出てないと答弁がありましたが、私が見た限り出ているように思えます。どのように認識されてるのか。

それとですね、3点目の西宮古墳の管理のことですが、国と協定書は交わしていないということは、町でやらざるを得ないというふうに思いますので、これからきっちり予算づけしてやっていただきたいと。今回は教育委員会の職員がやられたと。これは、まあ緊急措置であれば仕方ないんですけどね、行政職、専門職の方が日常的に草刈りをするのはどうかなというふうに思います。古墳がきれいになりましたので、古墳の好きな方は墳丘に上ったり、石室に入られると思いますので、喜ばれるんじゃないかと思います。町の大切な財産です。これからもきっちり管理していただくことをお願いしておきます、これについては。

4点目の利用促進、拡大策のことですが、日本人の平均寿命は男女を合わせると84歳、健康寿命は平均寿命より10歳少ないというふうに言われております。先ほど申し上げましたが、健康寿命を伸ばす秘訣は足腰を鍛えることだと思います。中国や韓国では、公園だけでなく空き地があれば太極拳をやったり、隣ではダンス、バスケットをやったり、バトミントンをやっています。また、ほとんどの公園で大人の遊具を設置されております。朝夕、高齢の方が遊具を使って体を動かされ、しております。平群町も公園などに大人の遊具を設置されてはいかがでしょう。日本でも大人の遊具を設置してる自治体もあるようです。また、町は長寿化や多くの住民に運動の重要性、大切さをもっと訴え、散歩とか散策とかウォーキング、また花見を、特に中央公園はですね、季節折々に花が咲きます。そういうことで奨励していただきたい。広報紙とかホームページにもっとPRすべきじゃないかと思います。今、社会は情報発信が求められております。紙データじゃなくて動画配信なんか検討されてはいかがかというふうに思いますが、まあ、お金がかかることと時間がかかることでございますので、職員の方がそういう情報を個人的にもされる方法もあろうかと思っておりますので、その辺のことをお願いしておきます。

先ほどもちょっと二、三質問したことについてお答えください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

森田議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、カウントの人数の把握ということのお尋ねであったと思います。従業員が目視で確認するということで、早朝なり、また夕方以降ということの調査ということの御指摘であったかと思いますが、こちらにつきましては、どういった手法をもって確認するのかという、手法も含めて指定管理者も含めて協議して、できるだけ利用者数の把握には努めてまいりたいと考えます。

2点目の問題点の中で、実績報告の中で問題点が報告されていると。そういったときの対応ということで、町がどういう対応をしているのかと。当然、問題点の指摘があった場合は、早急にすべきもの等の判断も含めて協議しております。ただ、物理的に駐車場の不足とかいったような問題については、これ、一筋縄ではいかない部分、用地的なものもございまして、臨時的な対応ということも含めて、公園利用時の公共交通機関等の利用とかいった形の啓発も含めて、そういった駐車場の問題は解決していきたいなど、今のところは考えております。

また、中央公園で枯れ木があるなど、側溝の溝が潰れている、また最後にナラ枯れの被害が出ているように思われるということで、確かに政策体系以降、私どもも確認にまいりました。そして、ナラ枯れの被害が何本か出ているような状況というのは確認しております。今後は他の施設も含めて、ナラ枯れ対応はしていきたいと思っております。

また、指定管理に任せずに日常的な点検も努めて、皆さんに快適に利用していただけるような公園の施設管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○4 番

大人の遊具。

○議 長

利用の促進、拡大。都市建設課長。

○都市建設課長

すみません、失礼しました。健康遊具につきましては、現在、中央公園においては6カ所、北公園においては5カ所設置されております。こちらのほうは常時点検しておりますので、そちらのほうの活用をしていただければと考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。先ほどの中央公園のですね、植木が枯れて根っこだけ残ってるいうて、ウサギが転びますよ。若木を植えていけばですね、そんなにお金がかからないと思うんですよね。溝の側溝もその都度やっていけば、お金がかからないと思います。そういうことはですね、ぜひともやっていただきたいですね。

それと、利用してですね、事故が起こるようなところが、予算があるないにかかわらずですね、やっていただかないと、あとの事故が起こったときの対応

が大変だと思います。

先ほどの、それとですね、ナラ枯れ出てる、これは早くやっていたかないと伝播しますよ、伝染しますよ。これはしっかりですね、指導要綱書もできたことですしですね、町として模範を示していただかないと、格好つきませんよ、これは。

それと、大人の遊具ですけど、あんなもんでですね、全然役に立たない、今、設置おられるというようなものでは。1回ネットでですね、大人の遊具と検索しないさいよ。台湾とか中国の公園へ行ったら、本当にジムにあるようなものが屋外型でできてます。場合によっては、台湾でも中国でも3万か5万で行けるわけですから、出張で行ってきてもいいんじゃないかと私は思いますので、まあ、日本は少ない、これは。中国とか台湾は本当に公園でですね、そういうものを設置しておりますので、そのことはお願いしておきます。まあ、平群町の貴重な財産、私は平群町の財産は人だというふうな方もいらっしゃいますが、物であれば公園じゃないかというふうに思います。そのことを申し上げまして、次、お願いいたします。

○議長

大辻参事。

○都市建設課参事

大きな3点目につきましてお答えをさせていただきます。

議員の御質問につきましては、本年3月議会でも御質問をいただき、組合とも十分連携を持ち、換地された土地及び地権者の土地利用に合わせて暫定道路を築造し、接道要件を満たすべく進捗を見きわめてまいりますと答弁をさせていただいた経過がございます。

平群西線の暫定道路は御承知のとおり、駅西土地区画整理事業の区域外になりますが、暫定道路の整備を行うには、隣接する駅西土地区画整理事業区域内の地権者の換地がおおむね決まった後に、その換地位置に応じて暫定道路から接道要件を満たすよう進入路の整備までを町が行う予定であります。以前から地権者との換地位置の交渉は進めており、地権者の土地利用は現状と同じように畑等の耕作の意向が主で、平成28年度末ごろには換地位置がおおむね決まり、その後に地権者の御意向に合わせて暫定道路の整備を行う予定であります。

議員御質問にあります暫定道路の計画を示さないのは、駅西土地区画整理事業の完成時期の予定について、平成30年3月までに完成しないと諦めているのかという御質問であります。事業も大詰めを迎え、事業主体であります組合事務局におきましても、定期的に工程会議を行っており、平成28年度中には吉新交差点付近の駅前線の街路築造工事、平成29年度には駅前広場の整備

を行う予定で進んでおりまして、平成29年度末、平成30年3月末には事業を完成させる目標で取り組みを行っております。

また、事業認可後に、平群駅前線周辺の街区を変更したため、変更認可に2年の期間を要し、事業が進まなかった結果、今日の事態を招いているとの御指摘の御質問であります。

町の中心地として都市基盤の充実を図ると同時に、景観形成と交通安全対策上の観点から、平成21年当時に平群駅前線沿線をリアアクセス、これは背面街区より進入する手法を提唱、議論をした経緯がございますが、その経過が直接事業進捗に影響を及ぼし、遅延期間を招いたということではございません。事業開始当時が平成18年度末であったことで、翌年度繰越事業としてスタートしたこと、また平成23年度から平成27年度までの間の補助金の著しい減少等がございましたが、その中でも、ほぼ順調に事業を推進しております。また、平成28年度では、国への要望によりまして、過去の補助金の減少分を一気に取り戻し確保したため、事業完了予定は事業計画に定めている事業期間どおり、平成29年度末の目標で取り組みを行っております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

皆さん共通の認識を持っていただくためにですね、これは3月議会の当時の課長がですね、答弁されたことなんですけども、この東吉新線99号につけると、こんなことを言うてるんですけど、場的な答弁はやめていただきたい。こんなこととしてですね、接道するわけじゃないじゃないですか。こんだけ、ここ最大25メートル離れてるんですよ。こんなところにですね、誰が考えても、この駅周の区域の方の接道要件満たさないじゃないですか。今答弁ありましたがですね、ここの交差点改良を28年度にすると。これは予算に入ってるんですか。これ、物すごい複雑ですよ、交差点。これ、悪いんですけども、境界沿いにへばりつけてもですよ、ここの交差点改良は用地買収しないとできませんよ。第一、ここの交差点が今あるところから変わるんですよ、今もっとこの交差点より、今の信号から離れてるんですよ。そこが歩道になるわけじゃないですか。この図面であれば、間違っなければ。それはきっちりやらしてもらわな困る。で、今それであればですね、駅周の組合としてですね、駅周の組合がいつまでに行けるといふ換地の割り振りができるということであれば、担当課としてこの道路をつくる自信はいつまで、来年4月なのか。これですね、簡単に言いますけども、用地交渉があるわけですよ。工事が業者がするのであれば、それは

物理的に言って大丈夫です、できると思うんですけど、用地は相手があるわけじゃないですか。場合によっては、ここの道路にかかる地権者とここの地権者が新しい割り振りをされたところが違えば、納得する方も出てくるし、納得しない方も出ると思うんですよ。うまくへばりつけないと、これは大変なことになると私は思いますよ。それと、今、駅周が進めてる歩道の回り込み、これについてもですね、区域外は駅周はやらないと思いますよ。そのことについて、もう一度お尋ねします。

それとですね、駅周の変更のことですが、それはストップした期間がないというふうに理解していいんでしょうか。私は見た限り、聞いた限り、事業変更のために仮換地ができなかった、ほんで工事ができなかった。それでですね、まあ多くて2年、少なかったら1年半ぐらい何も仕事ができなかったというふうなことを聞いておりますし、この大きなリアアクセスに変更した、この大きな理由はですね、理事長が裏からにしてくださいという要望を出された。それで、21年2月15日の総会で正式に決定したわけじゃないですか。当然そういう手続をしないと執行できないわけですから、当然のことですから。そうであれば、理事会にも総会にも事務局の方が参加、何らかの形でオブザーバーとか入っておられるんでしょう。だから、本当のことを言っていたかかないと、私は議会も全然わからない、この経緯が全然不透明なんです、不透明、詳細はどういういきさつでこれを伸びた、結果ですね、商店は駅前線にへばりつける、そこに誘導するためにね、変更したわけですから。今見たらですね、住宅だけしか建ってない。期間は、いろいろな事情があるにしてもですね、これはゆゆしき問題ですよ。だから、私はもう一度お尋ねしますが、これの今の申し上げたことで、仮換地が工事がストップしたのかどうかだけお尋ねします。

今、東京ではですね、豊洲の市場の移転でですね、非常に問題になっていますね。あれは情報を開示してなかったということだと思うんですよね。やはりですね、責任とれ言われてもですね、何らか開示されてないことについて責任とれないじゃないですか。もっときっちり説明責任を町として果たしていただきたい。もう一度、御答弁ください。

○議長

はい、大辻参事。

○都市建設課参事

数点、御質問いただきました。

一番最後の仮換地がリアアクセスのためにストップをしたのかという御質問ですが、それにつきましては、その年度で県と協議をしながら、その補助金をほかの場所ですね、俗に弾がえという表現を使いますが、それをもって消化を

してきたいということでありますので、仮換地は事実上それでストップしたということではないというふうに御答弁させていただきます。

そのほかの三、四点、御質問いただきましたが、仮換地指定ですね、要は区画整理の区域内の中で換地がある程度定まって、これは先ほど答弁の中でも説明をさせていただきましたが、区域の中の農地、畑等の所有者の方と交渉する中で、換地がおおむね決まってから接道、現道を拡幅、またはそこからの進入路を整備するということになりますので、換地がある程度、地権者との交渉が進んでこない、定まってこない、その分、接道の分の工事がやりにくいということになりますので、地権者との交渉につきましては、順次進めているというところであります。

また、その接道については、町のほうで区画整理の区域、今現在の道路が少し現道から離れておりますので、その分の進入路につきましては、町のほうで進入路をつくっていくという形になります。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

もう少しきっちり答弁してほしかったと思いますが、まず町道の暫定道路、今の参事の話であればですね、この道路からアクセスするんですか。東吉新線、こんなことしたらですね、ここの人たちが家を建ててこの土地を一部売ると、そういうときになったときですね、こんな申込みにはですね、接道を町がつくる責任があるんですよ、これは。今言うたように、この228番の人が、悪いんですけども、換地を受けた後ですね、売ったと。例えば建売業者さんが、そんな仮定の話をしたらぐあい悪いんですけども、ここに建売住宅を建てると、町は道路を接道する責任があるんですよ、これは、その約束してるわけですから。こんな道路つくってですね、なぜ接道するんですか。この都度やるんですか、申込みたいに。誰が考えてもですね、私はそんなことは不可能に近い、逆に先ほど言いましたように、これをつけない限り、後日問題を残さないのは、ここに接道をする事じゃないかというふうに思います、これは。

それで、もう一つね、都市建設課で確認しますが、いつまで、どんな方法でも結構ですよ。いつまで組合が仮換地を進めれば、用地交渉も含めてアウトで結構ですから、いつまで駅周の組合が仮換地をすれば、ここに暫定道路をつくることのできるのか。それと、もう一つは、先ほど言いましたようにね、これはどっちにしても物すごい複雑ですよ。警察協議は、これ、行ってるんですかね。これ、警察がオーケーしなかったら、改良なりできないと思いますよ。



信号機のつけ方とか、そういうことも含めて。それはもう一度答弁ください。

それとですね、財政担当に確認します。昨年の財政シミュレーションに、この費用は含まれてるでしょうか。それをわかるんだったら答えてください。わからなかったら結構です。

それとですね、今の認可後の変更についてですね、リアアクセスしたことで何ら工期の遅延はないと、進められなかったことはない。この件については別の機会でも再度お尋ねすると思いますが、私は「未来の風」とか、ああいうものを見ますと、理事長のですね、要望で変えたというふうに聞いております。それであればですね、町長、組合にですね、総会なり理事会の議事録を出してくださいよ、議会へ。80億のうち町は30億持ってるんですよ、町が。町をチェックするのは議員じゃないですか。これは機会を見て出していただく、これは要請をしておきます。

○議 長

岡田理事。

○理 事

まず1点目の西線への関係でございます。森田議員はよく御存じなので、私のほうから再度、御答弁をさせていただきます。

西線の現在の境界といいますのは、それぞれ地権者のお持ちの方の約中間で分断するように西線の境界ラインが入ってまいります。ということは、北の土地と南の土地が同じ所有者で、真ん中で分断されるということになってました。で、南側は若干減歩がありますから小さくなりますけども、その利用形態と土地地権者の意向というのにも同時に確認をしております。そういうことから、北と南をどう接道させるのかというのは、地権者と私どもとの協議、あるいは組合と換地との協議の中で、合意の中で接道要件をつくっていくということで確認をしております。

ただ、この間、何回となくシリーズのように一般質問をいただいております。そこで、いつまでなのかって答えられないということが言われてますけども、おおむね10件近くの地権者のところは訪問いたしまして、意向の確認をしております。ただ、どうしても借地権なり小作権等々の解決をしなければならない問題点がございまして、しばらく時間をいただいといるところでございます。これ以上ですね、私どもがお答えをさせていただきますと、掘り下げたお答えをいたしますと個人情報なり、個人を特定する結果になってしまいますので、差し控えをさせていただきます。私どもは、当然、区画整理でいえば事業期間内に換地を終える、これは今、大辻が答弁しましたように、今のめどでいきますと、28年度には換地をほぼ終えらえるということでございます。

あと、都市建設課といたしましては、これまで協議いたしました地権者との内容をお互いの信頼関係の中で接道要件を守っていくということで29年度、あるいはそれ、年末になるかというのが協議が整いますけども、予算の関係もございすけども、地権者との協議、あるいは信頼関係の中で接道要件を守っていきたいというふうに考えております。

2点目のリアアクセスにしたから事業期間が延びたん違うかということでございすけど、それについては事業期間は延びていないということではっきり御答弁をさせていただきます。組合長が提唱した、あるいは誰々が言ったということが出ていますけども、組合長が言おうが、副理事長が言おうが、理事会をかけ、総会をし、住民の皆さんの理解を得て事業計画の変更をしておりますので、手続上、何ら問題ないというふうに考えてます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

まあ、あんまり長くなりますので、あんまり申し上げませんがね。どちらの方向に進めようとしてるのかね、全然わからない。例えば、今の話であれば、この道路を拡幅するんであれば、この方々の接道はないんですよ。町道を回す必要あるんでしょう、この人たちの、接道がないんですよ。こんなことしててですね、どうなるんですか。後年度にね、皆さんがおやめになったときにですね、後の方が困るわけじゃないですか、こんなことしとったら。私は、悪いんですけども、こんなことひんしゆくを買うようですが、西線は、私、30年の3月にはできないと思います。まあ、頑張ってください、それについては頑張ってください。せやけど、こんなやり方ではあきませんよ、絶対に。後で禍根を残しますよ。ほんで、交差点改良についても、きっちりしていただきたい。

それと、財政当局に再度確認しますが、財政シミュレーションの昨年の中に入ってるのかどうかですね、それだけお聞かせください。

○議長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

財政シミュレーションの基本的な考え方の部分かなと思うんですけども、シミュレーションにつきましては、特に後年度以降の部分についての道路建設改良費につきましては、シミュレーション上、一定の額を年度に大体これぐらいの執行がされるであろうということ、一定定額を見込んだ上でのシミュレー

ションとなってございまして、まだその年度でどの道をどういうふうなっているふうな、個々具体の額までを積み上げてやっておるものではございませんので、実際その年度にその道が入っておるかどうかというのはちょっと不明瞭なところはあるといふこととさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

もう最後にさせていただきますが、今議会の補正予算で梨本の道路の築造費が用地も入れて、予算ベースで1,390万ですね、私は多額の費用が出てると思う。予算ベースですから執行に当たって減るんじゃないかと思うんですけどね。だけど、悪いんですけども、あれも3メートルの道路を6メートルに拡張する。そのための用地費と築造費が1,390万。これを4メートルの道路を1メートルずつ、どういう形か別にして6メートルにするということであれば、1,000万とかそんな金額でおさまらないと思います。

それと、先ほど言いましたように、きっちりこれは別の機会でも結構ですから、駅周委員会になるのか、別の委員会になるか知りませんが、これはきっちりしていただかないと、私にしては、これは大分前から言ってることじゃないですか。もう何年前か、議員になったときから私、言うてますよ、これは。財政当局は、まあ、一定の金額は見てるけど、これの入ってる入ってないは答えられない。だけど、相当の金額ですよ、これは。私は素人で悪いんですけども、梨本のところで1,390万かかったものが、こちらが1,500万ではおさまらないというふうには私は思います。この交差点改良も含めて。

以上のことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

本年度の先進地視察研修について、議会運営委員会を開催していただきたいと思っておりますので、13時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時24分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

休憩中に開会されました議会運営委員会での結果報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

先ほど議会運営委員会を開催し、今年度実施する議会の先進地視察研修について協議いたしました。

その結果ですね、今年度の視察については、10月5日に岡山県の奈義町のほうに定住促進の問題で学習、研修するという事に決まりました。この件については、一応日にちと場所はそういうことで、今後細かい点についてはですね、事務局のほうと相談、議長とも相談しながらですね、進めていくということになりました。

以上です。

○議 長

ただいま委員長から報告がありましたように、委員長の報告のとおり、本定例会の最終日に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本件は本定例会の最終日に上程することに決定をいたしました。

それでは、引き続いて一般質問を行います。

発言番号4番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。はい、高幣君。

○9 番

皆さん、こんにちは。議長の御許可をいただきまして、私、もともと提案型として一般質問をよくさせていただいておりますので、本日も同じように質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず、1番目の質問は、来年の奈良国民文化祭をどうするか、平群町はと。今、国は地域創生に力を入れ、その流れが来ています。このような中で、来年は奈良県が国民文化祭で平群町が目指す文化・教育の香りが漂うまちづくりの実現に向け、平群にふさわしい、前にも町長から答弁がありました「智と文化の拠点」を国民文化祭に考えてほしいものです。元本町の文化協会を担当いたしておりましたので、あえて、この問題を取り上げいたしました。町長、教育

長の29年度の国民文化祭についての御見解をお尋ねします。

本町の豊かな文化芸術を未来に継承するには、奈良・平群で行われている各種の文化活動を全国的規模で発表、公演する機会を提供することです。町民全てが文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことです。国民文化祭は昭和61年度から毎年、各都道府県市町村で開催されている文化の祭典です。国民の文化祭は多様で個性豊かな文化を見つめ直し、平群の文化と魅力を再認識することにより、地域の文化を育て次の世代に引き継いでいく、意識の醸成を図ってくれます。また、国民文化祭に集う他地域の文化との交流を通して、新たな文化の創造、展開を促進し、平群の文化のさらなる向上、発展を図ってくれます。県内各地に継承されている伝統文化や地域独自の新しい文化事業など、豊潤な平群の文化を大いに醸成して発信することです。県外の人々が奈良・平群に抱く魅力・存在感を高めることによって、平群に人を引きつけることです。国民文化祭の開催により地域の文化を見つめ直すことで、地域を愛する人と人とのきずなを深め、一人一人が持つ力の融合を促し、地域の活性化、元気づくりを推進します。平群に伝わるさまざまな文化を見つめ直し、郷土平群の文化を次世代に引き継いでいく意識の醸成を図るとともに、他の地域の文化と交流することなどを通じ、新たな文化の創造、展開を促進するという意味を、私は一つの例として申し上げますが、平群の「平」、「群の郡」です。それから「知」、これを組み合わせして表現してはと思います。「こころを整え、文化の心」をテーマとして、地域活性化への効果、地域での文化活動のレベルの向上、参加者の拡大、地域文化を支える組織体制の強化など、地域文化の振興につながることで、地域の文化に対する関心が高まり、新たな担い手の確保、育成に寄与してもらえることです。このチャンスに全国から来場者を迎え、地域の魅力や資源を見直し、旅行事業者等との連携も深め、観光振興を一層進める契機となるでしょう。地域の文化を核としたきずなの深まり、幅広い参加により盛り上がり文化による平群の活性化への期待が高まります。今後の取り組みの強化につながります。

そこで、日本、奈良、平群文化の源流を探る機会が国民文化祭であり、国内はもとより国際的つながりも視野に掘り起こす文化を楽しみ、積み重ねることです。今、日本文化、平群文化、奈良文化の厚みの深みを堪能する文化芸術立町の礎を築く時期です。文化の交流で地域、平群に元気をつくるまちづくりの大きなチャンスではないでしょうか。

また、これから新文化センターへの設計がスタートいたします。ぜひこの機会に平群国民文化祭の企画、計画に向けての考えと、町・町民が全力を尽くすべきと私は考えております。町は進んでほしいと思います。

最後に、町長、教育長、29年度の国民文化祭についての御見解と、このチャンスで国民文化祭を機に、新文化センターへの意気込みをお尋ねしたいと思います。

2番目の質問は、町の個人の御所有されている車両にこんなことを書いたらどうか。「平群よいところ」とプリントした磁気ステッカー貼付と、そして空き家の状況について、人口減が進む平群です。人口減対策と空き家バンクについてをお尋ねいたします。

他市町村でも地域振興や観光振興等の観点から、いろんなPR作戦が実施されています。車両の御当地ナンバーもはやっています。しかし、本町は残念ながら、車両の御当地ナンバーは車両登録数が10万台以下であり、これはだめでございます。そこで、本町は無理なので、車両に「平群よいところ、平群へ来ておいで」というふうな磁気ステッカープレートを張ってもらってはいかがでしょうか。法的には可能であると思います。もちろん車両の大きさから考えるべきです。

昨今、いろいろな家庭環境や仕事で全国各地へ出向かれる時代であります。少しでも平群町をPRすることです。「平群よいところ」の自動車磁気ステッカープレート貼付について、これによって平群町を知ってもらうことではないでしょうか。記載する内容には、必ず連絡先として本町の電話番号と空き家ありとか、簡単な一言メモを記載してはと考えます。このステッカープレートを希望する御家庭にはPRであり、無料で配布してはと考えます。希望者があれば、全ての人々へ対応することではないでしょうか。

次に、空き家バンクについてお尋ねします。

最近では、インターネットも発達し、いろんな角度から平群を知ってもらう時代ですが、空き家に対しての問い合わせが入ったことはあるでしょうか。登録されている空き家について、不動産屋ならばのぼりや看板を立てPRされているが、町の空き家バンクは町のホームページ情報だけであります。他の方法も考えたいと思います。PRは大事です。8月現在、登録されている情報と成約件数、どこの地域、そして地方から買い取り、賃貸で成約したのか、人口減対策につながったか、このあたりをお尋ねいたします。

最後に、人口減対策として、「平群よいところ、戻っておいで平群へ」というふうな文字、一言メモで自動車磁気ステッカープレートを無料で貼付と、空き家バンクの現状を見ての視点で、町長の御見解をお尋ねいたします。

以上、質問に対して前向きな御答弁をお願いいたします。よろしくお尋ねいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目めの来年行われます国民文化祭についての御質問にお答えします。

文化活動を全国規模で発表する機会を提供し、国民の文化活動の啓発と文化の発信を行う国内最大級の文化イベントとして、毎年、各県持ち回りで国民文化祭が開催されており、来年は奈良県で「第32回国民文化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」、これを一体化し、9月1日から11月30日までの間で開催されるということになっております。

その基本理念としまして、「日本文化の源流を探る」、「文化の日を楽しむ」、「文化芸術立国の礎を築く」、「障害のある人とない人との絆を強く」をテーマとし、日本の歴史と豊かな文化の発祥地であります奈良県での開催は喜ばしいことで、その理念に基づき、平群町のよいところを発信していく非常によい機会と考え、分野別フェスティバル、市町村の連携事業ということですが、これに参加することにしました。また、参加することによりまして、事業費のうち3分の2以内が助成対象となり、会場費や舞台製作費、特別出演者の出演料、運搬経費、印刷費等がその対象経費となり、市町村が設置する実行委員会に助成されるということになっております。

そこで、毎年開催しております文化祭、収穫祭を組み合わせるとともに、この機会に嶋左近と椿井城を全国的に発信していきたいと考え、具体的に次の三つの部門に分けて事業構想案をまとめました。

一つ目は、夢のふれあいステージと芸能文化の集いで、幼児から小学生、中学生からシニアまでが一堂に会し、日ごろの練習している音楽活動と芸術活動を披露していただき、参加者の発表と交流の場を設け、地域に元気をつくる、そしてこれに加えて奈良県や平群町の歴史に詳しい著名人を招聘し、文化講演会を開催する、そういった計画を一つ目は持っております。

二つ目は、食と芸術文化の集いで、サブタイトルとして「食と芸術文化を通じた温かい心のふれあい」で、平群の自然が生んだ特産物の販売や農作物の品評会を中心に、農業振興を伴う食文化の集いと同時に日本一を誇ります小菊で町を彩り、町内外からの来訪者に心のこもったおもてなしをするとともに、障がいのある人もない人もみんなでつくる町、みんなでつくる、学ぶ、感じるワークショップやバラアート展を開催し、日常の趣味を通じた地域住民を中心とした芸術活動の成果作品の展示を計画しております。

三つ目は、「平群山城フォーラム」というふうに題しまして、「交感する現代（いま）、それと中世（むかし）—戦国平群谷をめぐって—」というふうに題し

て、歴史講演会アンド座談会、ミニコンサート、歴史ウォーク、椿井城の調査結果をもとにした内容等々のイベントを通じ、参加者が400年の時空を超えて戦国時代を中心とする平群の歴史文化に関心を持ち、さらなる学びへのきっかけとしていただくことを企画します。

そして、戦国史、山城ファンに、ひいては平群ファンの拡大を図り、大和平群地域の観光振興につなげていくことを目標としています。開催は実行委員会を主催とし、11月3日から11月5日の予定で平群総合スポーツセンター、中央公民館、あすのす平群、これらの施設を中心に開催したいというふうに考えております。

現時点での取り組み状況としましては、8月25日に第1回の実行委員会を開催し、各委員の委嘱と会則、事務局規定、スケジュールと大まかな事業構想について説明をし、了承を得たところであります。

なお、実行委員会のメンバーにつきましては、町長を実行委員会の会長とし、計18名の実行委員で構成をしております。今後は、各部門ごとに各部会を立ち上げ、詳細な事業内容、スケジュールを決めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この国民文化祭をきっかけに歴史と自然がたくさん詰まったロマンの町、平群町をもっと全国に知っていただくとともに、より一層、文化芸術力が盛り上がるきっかけになるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

#### ○議長

巳波参事。

#### ○政策推進課参事

それでは、高幣議員、1点目の質問の中で、国民文化祭を機に新文化センターへの意気込みをとの質問がございましたので、お答え申し上げます。

平群町では、過去に建設された公共施設が老朽化し、今後、順次更新時期を迎えることとなります。その中で、町としまして老朽化した中央公民館と人権交流センターの機能集約、そして狭隘なあすのす平群の複合化を目指し、(仮称)文化センター・図書館の建設に向け取り組んでおります。

現在の状況は、基本計画策定業務を進めており、施設のコンセプトの設定、施設整備方針、施設の機能や規模、建物の配置計画などを検討しているところでございます。この施設の建設によりまして、住民活動の支援強化やコミュニティー活動の場の再整備が図られ、地域レベルでのまちづくり活動を推進するための拠点施設が整備されることとなります。あわせて老朽化で今後、大規模改修が必要な施設の複合化が図られ、将来維持コストの縮減も図れるものでご



ございます。さらには、駅周辺整備事業との相乗効果によりまして、にぎわいのある駅前空間の創出、また魅力ある文化交流拠点の創出につながるものであることから、その実現に向け鋭意取り組んでまいりますのでございます。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

ただいまのお答えについて、もう少し聞かせていただきたいと思います。

もともと私が今回質問の中に入れましたのは、私の考え方として町が理解をしていただき、新たなる活動へのスタートにしてほしいと、こういう観点でやらせていただきましたので、先ほどの御答弁、これについては私も十分理解ができると思います。

そこで、再質問になるんですけども、1点目は、先ほど実行委員会方式やりというお話がありました。じゃあ、どんなメンバーで実行委員会をおつくりになってるのかをお尋ねしたいと思います。特に今回、私がテレビを見てましていつも感じるんですが、今のNHKはリオパラリンピックのほうに進んでるわけですね。そういう意味で、先ほどの答弁の中にもありましたが、全国の障がい者の大会、文化祭ですね、これについては奈良でもいろんなことは考えられていくと思います。平群としても、健常者とのつながりについて考えねばならない、こういう時期だと私も思っております。特に障がいのある人の自立更正に対する意欲の増進を図ることが大きな目的だと思います。

それと、ちょっと今言い忘れましたが、再質問にも全くお願いごと、あるいは考えることをお話し申し上げますので、これいかにお答えをいただくかっていうのは難しいと思いますので、その点は十分理解しております。ちょっと言い忘れしたので申し上げます。町として、こういうふうな考え方でこれから進んでまいりますので、先ほど申し上げたような実行委員会について、どんなふう考えてるかだけをお答えを願いたいと思います。

それから、いろんなことを考えてみますと、平群に「たたみこも平群検定」というのがあられるわけですね。これも今募集されたり、あるいはそのためのいろんなイベントをおやりになっているわけですが、この辺について私なりに考えるんですけども、じゃあ、この「たたみこも」ってどういう意味かなと考えてみたわけですね。そうしますと、これは亀山市、三重県ですね、の能褒野神社で倭建命さんがお歌いになった歌から、この「たたみこも」っていうのが出てるようだと思います。ちょっと前にこんな話をしたときに知らない方がいっぱいいらっしやいました。まあ、そういうことは、これは過去の話でございます。

それから、ここに今1枚持ってるんですけども、10月10日に「松永弾正久秀のロマンをたどるツアー」と、こういうチラシが出てるわけです。御存じかどうか知りませんが、これもやはり私ども平群町が椿井城を一生懸命やってるわけなんですけれども、そういう中で見たときに、私は昔のことを思い出したんです。山城サミットという言葉があったんです。これ、どういうことかといいますと、私が会長をしてる当時なんです、大分県のほうから山城サミットを一緒にやりませんかというお問い合わせがあったこと、まあ、町長もお覚えになられてると思いますけれども。ところが、なんか私ここに、たしか文化協会会長宛てにも来てたんですけども、それは、「いや、これは断りましたよ」というふうなことで御回答いただいてびっくりした次第だったんですが、町長、このあたりも御存じやと思います。で、その後見てましたら、この山城サミットの大きなポスターが公民館に張られてたということでございます。これ、ごらんになられた方、何人いらっしゃるかは知りませんが、そういうふうないきさつもあります。ところが、断ったというのは、当時の会長に一言もなしで断られていたというのが現在でございました。まあ、そんなことを考えたりしますと、今世間では姫路城が非常にクローズアップされてます。また、姫路城は交通アクセスについても、なんか今回ストップになって、駅がなくなるとかいうふうなことを言われてるんですけども、姫路城のあの瓦は一体どこの産なのか、どこから出てるのか、これも大きな話題になると思うんです。これ、結局は平群町の榎原の山本瓦さんがおつくりになったということで、私なりに考えてみたら、平群は瓦の町とも言えるわけです。そういうふうな私なりにいろんなことを考えてみますと、町長も椿井城、鳴左近と、こうおっしゃってるわけですから、やはりこのような山城サミットっていうものをなぜ断ったのかが、いまだに私は不愉快でたまりません。そんなことを考えておりますと、やっぱりいろんな今度の新しい文化祭についても、いろんなプランを考えていくべきではないかなと思います。

この間、8月6日でしたか、盆踊りがあったわけですね。そのときにたしかチラシにも書いてたと思うんですが、平群の芸能人という言葉があったと思うんです。御記憶があったと思います。また早い目にお越しになった方は、その芸能人さんというものも舞台っていうんですか、出られたことを御存じやと思います。だから、そういう人たちをいかに使うか。変な言い方ですが、使うという言葉は悪いですけども、例えば最近、他市町村では文化大使とか観光大使とか歴史大使とか、いろんな名前をつけて大使任命をして、そしてその市町村のPRに邁進されてます。そういうふうなことも、この際、考えてみてはどうかなと思います。

また、さっき申し上げた平群の「たたみこも検定」、これについても、「たたみこも」ってどんなことやろうかなと思わはる人もいっぱいいてはります。そのときに言えるのは、平群の「たたみこも」という言葉で倭建命は歌われてます。「たたみこも」っていうのは、畳が順番にあって、その畳のような山が並んでいるというふうに指差されてやったというふうに聞いております。

また、話が横っちょへそれますけれども、例えば最近、ウクレレやハワイアンダンスとか、いろんなことを町の方々はおやりになってますから、こういうふうにハワイアンダンスというのは、ある意味で渡来文化なんです。そういう意味で、私は渡来文化というものも、もう1回考えてみたらどうかと。

また、文化って何だろうかと考えると、最近こんなせりふがあるんです。農業も文化なんだと。いわゆる農文化と言われてます。平群は小菊やら、あるいはイチゴとかバラとか、そういう形もあります。それは先ほどの答弁にありましたような形で、これから企画をしていこうという趣旨に入っておりますので、こんなことも考えるということだと思えます。

さらに、じゃあ、農文化っていえば、次はどこへ行くかっていったら、農は食べるものなんですね。だから、食べる、食文化、こんなふうにもつながってまいります。だから、やっぱりいろんな形で平群町をPRしていく、これが大きな国民文化祭のことだと私は思っております。

で、またやるとしたら、どこやいうたら公民館か、あるいはスポーツセンターの体育館かと、いろんなことになってきます。まあ、来年のことですから、この国民文化祭は公民館と、それからさっきのスポーツセンターの体育館とか、こういうふうな形になって、大きいスペースが要るんだなという気にもなっております。そういう意味では、やっぱり平群には大事なことは何かといいますと、大きな施設、これが必要ではないかと思えます。先ほど来、出ておりましたけれども、やっぱり新しい文化センター、こういうこともこれからの大きな課題になると思えますので、このあたり、私はきょうは提案型として、自分の意見を述べる機会だと思っておりますので、このあたり、私の述べた限りでは町長とか教育長、どんなふうにお受けとめになったか、そのあたりの御回答をお願いをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

初めに再質問をいただきました実行委員会のメンバーについてですが、実行委員会のメンバーにつきましても、町長を実行委員会の会長とし、副会長に文化協会長、農業委員会会長、それから幹事に自治連合会長、委員として副

町長、教育長、農業振興協議会、長寿会、身体障害者福祉会、婦人会、史跡を守る会、観光ボランティアガイドの会、校園長会の各会長、それから社会福祉協議会、地域振興センターの事務局長、こういった今回の国民文化祭の構想に関連する、そういった各種団体の長の皆さんを構成メンバーとして、18名で構成をしております。

それから、先ほど来、るるおっしゃられましたように、議員おっしゃるとおり、今回の国民文化祭につきましては、その大きな特徴として障害者芸術文化祭ということで、一体的に健常者と障がい者が一緒になって文化芸術をコラボすると、そういったところに大きな意味、意義があるというふうに考えます。したがって、先ほども申し上げましたように、そのあたりのこともしっかりと企画に盛り込みながら、実行委員会で検討を今後進めてまいりたいというふうに思っています。

なお、平群の瓦が姫路城で使われてることとか、町内在住の文化人、芸能人についての御提案等もいただきました。参考にしていきたいというふうに思っていますので、今後も議員からも情報等あれば、ぜひ御教示願いたいというふうに思います。

過去に古代山城サミットへの参加云々の話もございました。なぜ参加しなかったかということについては、今コメントしませんが、今後のこととしましては、当然初めから参加を否定するんじゃないし、よく考えた上で判断していきたいというふうに思っています。

また、「たたみこも検定」のことや倭建命の「国偲びの歌」のお話についても、興味深く聞かせていただきました。議員おっしゃるよう、歴史文化の力で平群のPRをしていくことは大切なことであり、町としても、ふるさと平群をもっともっと住民にアピールしてまいりたいというふうに思っています。

○議長

高幣君。

○9番

まあ、いろんな意味でチャンスづくりのときだと私は思っておりますので、ぜひとも町長とか教育長のほうで、そういうチャンスにいかに乗るかということを考えていただきたいと、かように思っております。

それから、ちょっとこれ、事務的なことなんですが、これ、補助金も県か国からもらえるんでしょうね。そこ、ちょっとお聞かせください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほども答弁で申し上げましたように、事業経費の3分の2以内、予算の範囲内ではありますけれども、県のほうから補助いただけるというふうに聞いております。

○議長

高幣君。

○9番

いずれにしましても、平群町の特色をうまく、この際利用するというところで、私は先ほど実行委員会のメンバーさんにも農業委員会さんが入ってるというふうに聞きましたけれども、農文化、食文化ということは、これから大きなポイントになってくると思いますので、町長がこのあたりについてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長

はい、町長。

○町長

先ほどから高幣議員が述べられたとおりでございます、来年の国民文化祭は平群町の文化活動の発表の場ということだけではなしにですね、平群の今、御指摘のとおり、さまざまな魅力がございます。その平群のさまざまな魅力について全国に発信するいい機会だなというふうに思っておりますので、実行委員会を中心にしっかり取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。ぜひともこのチャンスを生かして、平群のさっき申し上げた「よいとこ」っていう意味も含めて頑張っていたきたいと、かように思っております。また、このチャンスで大きな、そういうイベントをやるにはこんなイベントの場所が必要だということも、皆さんが町の皆さん方にお教えいただいたら、文化センター構想もうまくいくんではないかなと思っておりますので、ぜひとも頑張っていたきたいと、かように思っております。

以上で、この件は結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員、2点目の御質問でございます。

平群町の車両にふるさとよいとこの磁気ステッカーの付貼と空き家バンクの状況について、私のほうから、前段の磁気ステッカーの件につきましてお答え

を申し上げたいというふうに存じます。

現在、各自治体ともさまざまな媒体や機会を生かして知名度の向上に向けた取り組みを行っておるところでございます。どんな自治体も住んでいただく、訪れていただくに至るまでに、まずは知っていただく、いわゆる知名度アップを目指すことに注視をしてPR活動を行っているのが現状でございます。

議員より御提案のありました平群町のPRステッカーを町民がみずからの車両に張りつけ宣伝をすることは、私たちの郷土を愛する気持ちやふるさとに対する思い入れを高めるとともに、今日、車社会でございますので、その現状から見ましても、日々の生活の中で広い範囲を車の中で移動する方も多いというふうにお見受けいたします。そういうことで、町内、町外、県外において、そのステッカーに目が向けられて、結果として平群町という地名をPRすることにつながることは予想されるであろうと考えております。

ただ、しかしながら、反面、町の公用車ではなく個人の財産である車両を宣伝媒体として活用させていただくことから、個人の方と町との間で取り決めというのを作成したり、また事前にしっかりとした説明であったり、同意をいただくようなさまざまな事務なども必要になってくることが予想されます。こういったことから、他の市町村の動向を踏まえまして、現時点では貴重な御意見ということで賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、高幣議員、大きな2点目のうち、空き家バンクに関する御質問にお答えします。

まず、8月末現在の登録状況ですが、4件の空き家登録をいただいております。内訳としては、下垣内で1件、春日丘で1件、椿台で2件の住宅で、売却意向が2件、賃貸意向1件、売却・賃貸両方ともが1件となっております。

次に、成約件数ですが、本町の空き家バンクを通じて成約となった実績件数はございません。ただ、過去に空き家バンクに登録されていた1件の物件については、不動産仲介委託をされておったので、その仲介により売買が成立し、既に新しい所有者の方が大阪市から転居されております。

次に、人口対策になったかという御質問ですが、昨年4月より制度をスタートして以降、住まい探しや移住相談などで電話による問い合わせや直接窓口に来庁される方々がふえてるようになっております。その方々にお聞きすると、平群町に空き家バンク制度があるとの情報を知人等から聞いたとか、住まいを

探しているが空き物件がないかとか、町のホームページの記事を見て制度を詳しく知りたいとか、登録物件情報を知りたいといった具体的な内容であります。

また、成約には至りませんでした。平成27年度においては所有者と利用希望者のマッチングを行った事例で、利用希望者の方が平群への豊かな自然環境や閑静な住環境がよいとの知人からの情報を聞き、平群町への移住を希望され、町の状況も直接見たいとのことで泊まりがけで住まい探しのためにお見えになられたケースもありました。

議員御指摘のとおり、PRが大変重要であります。現在、町の空き家バンク制度の周知、PRが町のホームページのみであり、他の方法も考える必要があるのではないかと御意見ですが、空き家バンク制度では主に移住や住まいをお探しの町外の方々をターゲットに、町内の空き家情報を幅広い方がアクセスできるインターネットを通じて情報発信することを想定したものであります。今後、空き家物件等のPRも含めた手法も検討してまいりたいと考えます。

また、空き家バンク制度については、登録物件数がふえていないことや物件の現状から所有者と利用希望者の意向がマッチせず、なかなか成約に至らないなど、実際に制度を運用していく中で見えたこともあり、本制度のさらなる活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

高幣君。

○9番

はい、ありがとうございます。最近ちょっと私が聞いた話で、たしか7月か6月末だったと思うんですけどね、東京からお越しの方、直接です。役場へ行って、「そういう空き家バンクの話聞いてきましたけど、たしか5件しかなかった」と、こういう言い方でお話しになられてまして、「ああ、そうですか」と。「ほいじゃ、その辺に不動産屋さんもありますから、そこらへ行かはそのもいいことでしょう」ということを言ったら、すぐに行かはそのというふうに後で聞いております。やはり平群ってどんな町なのかっていうのは、非常に興味を持っておられる方もいらっしゃるという事実だと思います。その事実の一つにこんなこともあります。「私、沖縄から来たんです」で、「沖縄と、じゃあ、平群と」と言ったら、「平群は非常に緑が多く山があり、いいところですよ」と。これは実際に、もう既にお越しになられてる方です。きのうの話です。「沖縄のどこですか」と言ったら、「うちは沖縄の都会ですねん」、都会と比べたらやっぱり平群のよさっていうものがまた見られてるんじゃないかなと、こんなふうに、これも私が聞いた話ばかりですから。で、本当に今5件しかなかった、

あるいは今は4件ですけれども、こういうところをどんなふうにしたらふえるのかなというふうに一生懸命、興味持ってる場所ですので、またいろんな場でお話しをして、そしてこの制度の特色をうまくPRをしながら、お客様を、まあ、お客様ですよ、呼んで、そして1人でも2人でも一家族でも入ってもらえば、それだけ人口対策につながっていくと思います。

まあ、これもきのうの話ですが、平群の大きな団地の自治会の役員さんですが、「うちは今60件ぐらいの空き家があるんですよ」と、こんなお話もされています。これは実態です。お名前は知ってますけど、言えないので申しわけないですが、60件ぐらいある。そうすると、その方々は「空き家バンクとか、そういうのには入れられてるんですかね」と言うたら、「いやー、違うんですよ、一時的にその団地のほうに入居しただけで、また機会があったらほかへ行こうと思ってますねん」と、「こういう方多いですよ」とか、いろんなことを町の方はおっしゃいますので、ぜひともこの問題に関しては、担当課っていうんですか、平群町全体でいろいろ聞いて、その情報を集めて新しい空き家バンクづくりのやり方を考えていくのも大きな形だと思います。そういう意味で、私は空き家バンクについても、もっともっとふやしくやり方を何か一緒に考えていきたいなと思うんですが、これ、ふやす方法って考えられましたか、担当課、申しわけないですが、お願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

空き家につきましては、平成25年度に実態調査をして、おおむねどういった状況にあるかというのを状況をつかみました。その中で、制度を運用して以来、1年半ほどたつわけなんですけれども、この中で一定、先ほども答弁の中でマッチングの不成立といったような問題があるということも含めて、登録件数が非常に少ない、したがって、件数がふえればいいのかっていう問題もありますけれども、ただ情報提供としては多くの情報を掲載するに越したことはないというふうに考えてます。そういった中で、空き家の要因となる家族転出と申しますか、そういったものについては一定、住民生活課にも御協力をいただきながら把握する中で、ふえていくような要素のある空き家についても把握していきたいと考えております。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。ぜひとも何とかして人口をふやしたい。今1万八千



何ぼですかね、これが1万7,000にならないように、みんなでみんなで頑張っていきたいと、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、この件もこれで結構です。終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、少しお待ちください。

続きまして、発言番号5番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。

はい、稲月君。

○5番

議席番号5番、稲月敏子です。議長の許可をいただきましたので、先般通告をさせていただいております3点にわたって質問をさせていただきます。どうぞ、御答弁のほうをよろしく願いをいたします。

それでは1点目、「非核平和の町宣言」平群町をさらなるアピールをというところでは。

北朝鮮による、またもやの核実験の実施、本当に腹の立つこのような蛮行はもう決して許せるものではございません。大変大きな怒りでいっぱいでございます。被爆71年、ことし71年を重ねました。しかし、いまなお2万6,000発もの核兵器が世界の平和と安全をいまだ脅かしているところです。核兵器は一瞬にして無数の命を奪ってしまいます。そして、世代を超えて人々をいまなお苦しめ、文化までも破壊をしてしまう。こういう恐ろしい、人類とは共存できない兵器でございます。広島や長崎、そしてビキニ、この三度の被爆経験、こういった被害を受けた世界で唯一の日本の国です。この日本の国に私たちは暮らしているわけです。こういう私たちだからこそ、一日も早い核兵器の廃絶、これを世界へと訴えていく、こういう義務があるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

本町は1985年に非核平和都市宣言を実施をいたしまして、核兵器の全面廃絶に向け、町内外に訴えてまいりました。町内外に大きく、その中で訴える役割を担ってきたもの、いろんな取り組みをしてくださっています。その中でも、見える宣伝ということで広告塔、また横断幕、このようなものもつけていただきました。しかし、この2年ほど前に比べて、今少し目立たなくなってきたのではないかというふうに感じております。町民や来庁者の皆さんに、この平群は非核平和、これを宣言をしている立派な平和の町なんだ、このことをさらにアピールできるように、ぜひ改善をしていただくよう求めてまいりたいと思います。

一つ目は、道の駅へぐりですね、くまがしステーションの建物、この2階部分の外側に壁面に横断幕が設置を過去されておりました。長年、もう10年ぐらいになるのではないかと思います、つけられていたのが、2年前ぐらいにリニューアルをするということで撤去をされました。すぐにつけていただけるものと私は確信をしておりましたが、なかなかいつになってもつけていただけないという状況が続いています。これをぜひ、もとの位置に設置をしていただき、町内外の皆さんにぜひともアピールをできる、そういうものにしていただきたいというふうに思います。

二つ目、樺井地域、国道168号線沿い、川のそばにあったと思います。これも非核平和の町宣言の入った広告塔がありました。これについては、樺井橋の改修工事のために撤去をされたものだと思います。しかし、これもそのまま撤去されておまして、復活をさせていないというような状況にありますので、お願いをしたいと思います。

2点目、住民の不安が増大する事業用太陽光発電所計画についてであります。

一つ、ローズタウンの若葉台住民は、太陽光発電所設置事業者が実施をいたしました7月17日の住民説明会、これを受けまして以降、さらに住民の皆さんは不安を募らせておられます。自治会では臨時総会も8月7日に開催をされ、この事業に反対をするという意思表示もされています。このような状態の中で、本町としてはこの事業、事業者に対してどのような対応をされていくのか、この考えをお示してください。

二つ目、災害との関係が大変大きい雨水の行方です。これが今、最重要問題になっているのではないかと考えています。当該地の雨水は、どこに放流をされるのか、これは業者からどのような報告を今受けておられるのでしょうか。また、放水先水路、この管理者の許可は出ているのでしょうか。この点、お答えいただきますようお願いいたします。

3点目、これは実施期限が迫ってまいりました介護予防・日常生活支援総合事業について御質問をさせていただきます。

一つは、来年の4月には重々御存じのことと思いますが、介護保険の分野でも総合事業、この開始をしていかなければならない要支援1と2の方の、いわゆるホームヘルプサービス、デイサービスのこの分野で介護保険から外していく、そして市町村の独自の事業となる、こういう事業に移行をしなければならないという期限がまいりました。介護予防・日常生活総合事業を町として今後独自でしていくわけですけれども、この迫った期限、どのように進めていかれるのか、今どのように検討をされているのか、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

2点目、本事業については住民の意見の掌握、またこの中身についての周知、これをどのようにされる予定を持っておられるのか、お聞きをいたします。住民の皆さんは来年4月からどう変わっていくのか、自分は今は要支援だが、このままサービスが受けられるのか、これを心配をされておられます。丁寧な説明が必要でございます。また、住民の皆さんの意見をしっかりと聞く必要があると考えておりますが、どのように実施をされるのか、具体的にお示しください。

三つ目です。高い介護保険料、これは年金から天引きをされて払っておられる方がほとんどですが、払ってるわけですが、実際必要になったときに介護サービスが受けられなくなってしまうのではないかとというような大きな不安も、今住民の中には渦巻いています。その原因には、国の動きにあると思います。次期改定に向けて来年の通常国会に要介護の1、2まで保険から外して地方に持ってこようとしていることなど、それから負担は2割にしていくなど、さまざまな改悪案が出されているというような報道も聞くにつけ、不安は募るばかりではないかというふうに思っています。これは国の問題ではありますけれども、自治体として本当に介護サービスが必要なときに受けれる、こういう制度をどのように構築をしていこうと考えておられるのか、その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。よろしくお聞きをいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、稲月議員の「非核平和町宣言」平群町のさらなるアピールをということで御答弁させていただきます。

道の駅くまがしステーション平群の建物の上部壁面に設置されていた横断幕が撤去された理由及び、もとの位置に設置することについての御質問であります。撤去につきましては、老朽化をしており、これは15年程度たつてですね、色彩等の劣化もあって、老朽化していたために撤去いたしました。また、もとの位置に再度設置することも検討いたしました。道の駅の第2駐車場の西側の国道側にですね、現在設置しておりますが、面したフェンスに設置したほうが目線といいますか、そういう意味では啓発の効果がまだより上がるのではないかとこのように考えて、そこに設置をしたということでございます。

それから、2点目の椿井の交差点168号線沿いの広告塔を復元させることについてでございますが、撤去につきましては、県の国道168号線沿い歩道設置に伴い、老朽化していた広告塔を撤去いたしました。非核平和宣言のアピールにつきましては、現在、昨年度リニューアルしました役場前の広告塔、横原

の金勝寺の前にある広告塔及び、先ほど1で質問のありました、今年度、新たに設置しました道の駅駐車場の横断幕、この3カ所があります。目にふれるアピールといたしましては、このような状況であります。

さらに、議員御承知のとおり、毎年、実行委員会形式であります、「平群平和のための戦争展」でありますとか、7月にいわゆる二つの団体、平和の大道行進あるいは、これは職員組合、自治労でございますが、主催の「反核平和の火リレー」等、平群町にとって訪問していただき、平群町も町長を先頭になってアピールをしているところでございます。そういうことから、今後もこのような非核平和宣言の町としてアピールをしていきたい、このように考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

稲月君。

○5番

今、道の駅の広告、横断幕ですね、この撤去にかかわって御回答いただいたわけですが、これもなかなかつけていただけなくって、今フェンスにつけてるということで、見させていただきました。催促を再々させていただいて、そのときの取ったことすらお忘れになってたというような状況が実際上あったんです。しかも、場所が変わってると。建物についているということの大きな意義は私は感じていますし、多くの人たち、私の知り合いの人たちも「何であっからなくなっただんや」って。やっぱり道の駅に来られたお客さんたち、もうぱっとね、正面のところで目につく、ああ、ここの町は本当に平和非核、大事にされてるんやなって。平和行進で歩かれた皆さんたちも、いつもあっこを通るんですね、道の駅ね。そしたら、やっぱり遠くから見えるんですよ。やっぱり「おおー」ってということで拍手されたりね、写真を撮ろうということでね、記念撮影をされたりね、そういうこともしてはって、やっぱり非常に宣伝効力っていうか、アピール効果っていうのはすごくあるんです。今もね、張ってた下地、枠、ちゃーんと残ってるんですよ。私、毎日歩道を通るたびに覚えてるわけですよ。何で残ってるのにそこにつけてくれへんかったんかっていうのが物すごく残念でなりません。本当になぜっていうところ辺で、理解が今の回答ではできないし、あそこにつけかえてもいいわけであってね、建物にやっぱり、ぜひつけてほしいというふうに思います。

ほんで、国道沿いですね、これも3カ所になったということで、1カ所減ってるわけですね、これで。ですよ、4カ所やったのが3カ所になったっていうことでしょう。減ってるわけですよ。やっぱり最低もとへ戻してほしい。さらなるアピールをとお願いをしているわけですね、本当はもっともって言った

いところですが、今まだ何も通告もしてないので言いませんけれども、もっといろんなことを考えて、私たちも考えますし、お互いに考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくもう一度、御答弁ください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、第1点目の再質問でございますが、道の駅のところでの横断幕を撤去して、今国道側の第2駐車場のところに設置をしてると。町の考えは、先ほど私も申しましたように、そういう考えの中でよりアピールできるということで、西側の駐車場に移しかえたと。あとの、いわゆる道の駅のところについてはですね、今後道の駅にふさわしいですね、平群をPRするような看板も検討していきたいなというふうに現在思っておりますが、そういうことで御回答させていただきたいと思います。

それから、椿井の今現在ですね、アピール看板、広告塔のアピールにつきましてはですね、確かに3カ所、いわゆる国道の歩道の改修工事によりますところの看板については、現在撤去しておりますのでございませんが、町としては町の前の看板、三角看板をリニューアルして、より見やすくさせていただいて、あるいは道の、いわゆる車の目線っていいですか、運転者の目線にも合わせるようにですね、先ほど申しましたように、西側の第2駐車場に横断幕を設置した。それから、金勝寺もございます。これはまだちょっと古いということもございますので、この3カ所でもって町としては考えはアピールすると同時にですね、最初に答弁させていただきましたとおり、平和の大打進でありますとか、反核平和の火リレーでの町が迎えるの、町長あるいは議長も含めましてアピールもさせていただいております。そういうことからして、決してこれが少ないとか多いとかということじゃなしに、町としてのいわゆる宣言の町としてのアピールは、町としてはこれですていきたいなというふうに考えています。

○議長

稲月君。

○5番

これで長々する気はありませんけども、一言言わせていただきます。フェンスにつけたから、そっちのほうがよく目立つというお考えやというふうに伺いましたけれども、私を含めて私たちはそんなふうには理解できません。もとのところでアピールを出していただくのが、もっともっとアピール効果があるというふうに思っています。国道のところを撤去しはったんやから、駐車場のところにね、つけたままで道の駅にもつけていただいたら、これで4カ所になり

ますよね。でないと平群町の非核平和宣言の町、これはアピールをしていく、こういう事業に対しては後退をしたという理解をいたします。

今後、さらにこの問題についても、またいろんな住民団体の方も含めて要望をさせていただきます。もうきょうは幾ら言ったって前へ進まないようなので、ここで終わらせていただきますけれども、引き続き御検討をよろしく願いいたします。

○議長

次でいい。

○5番

はい、お願いします。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目の事業用太陽光発電所計画についての御質問にお答えします。

小さな1点目の町として、この事業、事業者に対してどのような対応をしていくのかというお尋ねですが、今回の太陽光発電設置計画については、去る6月24日の全員協議会でも御説明させていただいたとおり、あくまで民間事業者が行う事業で、宅地造成等規制法に基づく奈良県の許可事案であります。現段階では、許可申請に不備、不足があるとのことで、県より補正の指示が出されており、許可は出されておられません。町といたしましては、今回の事業に関しては、当初より事業者に対し、地域住民への丁寧な説明を行い、合意形成を図るよう申し入れを行っており、また審査を行う奈良県に対しては、事業主に対し適切な災害防止対策を講じるよう指導していただくよう意見書を提出しております。

奈良県の補正指示に対し、事業内容の変更等があるのかないか、また変更があるならば、その内容がどのようなものなのであるかなどは把握できておりません。今後の対応として、事業者に対し、地域住民の声に対しては不安解消に努めることとあわせ、事業内容に理解を深めていただけるよう説明会の開催など丁寧な対応を行うよう要請してまいります。

続いて、2点目の雨水の放流先に関する御質問ですが、当初の計画では、事業者側の流量計算により敷地の北側の水路へ放流、東側は雨水ますへの放流、南側は既存の調整池へ放流、この3カ所で計画しておりましたが、現在、奈良県建築課より申請図書への補正指示があり、事業者が改めて雨水放流先等、事業全体の見直しをしている状況であり、その点も含め、町には変更の土地利用

計画の報告を受けておりません。御質問でございました放流先水路の管理の許可については、事業者において、その放流先も含めて現在検討中であると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

この件については宅造計画で、許可権者は県だということで、それは周知をしているところでございます。住民の皆さんもその辺は周知をされていて、県の建築課のほうにも出向かれて要望をされたり、そういう行動もされているところであります。先般、先日の総務建設委員会で、この件に関しての条例案に基づいて議論がされました。その中で町長が答弁されておられましたけれども、業者には責任を持って話をしに行きますと。きちんと説明会も開くように指導をいたしますと、このように多分おっしゃったように私は記憶をしております。行政として最終的な何も認可をするものもないし、責任もないということはわかるのですが、こういった業者を指導していく、住民が今困っているわけです。住民がこの場所に最初に計画をされたような図面が提示をされて、8,000枚に及ぶようなパネルを家の真裏、真横につけられてくる、それも斜面、勾配のある斜面に設置をされる。こういう状態がこの第一種のね、住宅地にこういう景観っていうのはふさわしくない。こういった状況はこれまでの住環境を乱していくものやって、こんなふうにしておられて、これについては反対をする。また、この業者に対する不誠実な態度について、非常に大きな怒りを持っておられる。このことを町としては、住民の皆さんの不利益にならないように業者を指導していく、ちょっと言葉は違ったかも知れませんが、そのように町長は決意をさせていただいたかのように私は受けとめたのですが、早速行ってみますか、呼びますか、そこんとはちょっとわかんないんですけども、おっしゃったと思うんですけども、その辺で町長はどのように言っていただき、どのような返事をいただいてきておられるのかというところ辺も答弁していただきたいなと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問で、町の姿勢ということで、町長の姿勢ということでの質問です。

先ほどの答弁の中でも、今後の対応としては、事業者に対し、住民に対して理解を深めていただけるように説明会を開催するなど、丁寧な対応を行うよう

要請してまいりますということで答弁をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

私は、町長にお尋ねをしたんです。どのように言っていただいたのか、どのような御返答をいただいているのか、その辺を伺いたいということで質問をしています、よろしく。

○議 長

はい、町長。

○町 長

昨日ですね、業者の方に来ていただきました。専務と常務と、そしてメンテナンス会社の専務さん、3人がお見えになりました。一つは、住民に対して丁寧な説明をしてくださいという申し入れをしました。返事はですね、丁寧な説明をしておるんですが、一方的に住民から、まあ、どういう表現だったかちょっと忘れましたが、説明させていただくような状況じゃなかったと。あのような状況である限り、これ以上説明はできませんという御返事でございました。

それからですね、直近の5世帯ぐらいありますか。一番近いところの住宅に対して配慮を願いたいという申し入れをしまして、できますれば、一番近いところの敷地内で植栽帯のようなものがないかというふうな要請をしたわけですが、非常に木を植えることは簡単なことですが、少なくとも今後ずっとですね、長期にわたってメンテをしていかなければならないと。まあ、低木であっても中木であっても、木の葉が、その隣のおうちに落ちるといようなことで、またぞろトラブルが発生することを心配しておりますといようなことでございまして、いずれにいたしましても、少なくとも直近の方には不安を与えないような、奈良県の宅地造成の基準にのっとった造成をやりますので、結果をぜひ見ていただきたいということでございました。しかしながら、そうはいっても、工事を入られるならばいろんな問題が出てきますので、引き続き自治会長さんを窓口にも、説明資料も必要ならば説明資料も含めて丁寧にやらせていただくと。説明会としてはやらないけども、自治会長さんを通して説明していきますというふうな御回答でございました。

○議 長

稲月君。

○5 番



来ていただいたんですね、で、話をしていただいたということについては敬意を表します。しかしながら、説明会をしたけれども、説明できるような状況ではなかったと。それは大変失礼な話で、たくさんの方たちがお見えになりました。私もびっくりする、ローズタウンの戸数は280戸ぐらいですかね。まあ、そういう中でね、90人もの人たちがローズタウンの集会所いっぱい、もう椅子がなかったというようなね、ところへ皆さんがお集まりになったわけです。それは全戸にビラを配布されたのは業者です。ローズタウンも若葉台も650に近い戸数があるわけですけども、そこ全部に配らはったわけですね。当然、皆さん関心ありますし、どないなるんや、自分たちのこの住環境はっていうね、ところでは皆さん当然集まってこられますよね。びっくりするぐらいいっぱいになったわけです。そしたら、皆さん、やっぱり心配なことは全部きちっと聞いとかへんかったら、このままでそのまま工事を進められたら大変や。当然ね、次から次へと意見は出る、質問が出る。これは当然のことであるし、予想のできることやというふうに思うんです。別にけんか腰で話し合い、説明会になったというわけではないしね、皆さん、丁寧にお話をされていました。もう本当に悲しいかな、マイクが壊れちゃって、地声で皆、一生懸命話をしたわけですけども、聞こえにくい、そんな怒号が、こう「わーっ」となるような国会の状況とか、そんなん全然違うしね。そんな説明ができへんような状態なんかではなかったと。マイクが壊れたから説明ができへんかったことはあったかもしれないというふうに私は思っています。決して、そんな変な雰囲気でするし上げをするような、そんな集会になったとか、それは決してないんでね、そこで町長は、「ああ、そうですか」っていうて引っ込まはったんかどうかは知りませんが、やっぱり大勢の人たち、皆さんかかわりのある方たちがしっかり自分の耳でその説明を聞きたい、自分の口で質問をしたい、これは自分たちがずっと安心してここに住んだらいいと思って高いお金を払って買われた、皆さん、住宅なんでね、本当に大事に思っておられる、そこの住環境が変わってくる、自分たちの、下手したら命もどうなるんやっていうふうなね、ことだっているかもしれない。そういうところなんでね、みんなが心配するのは当たり前です。みんながやっぱりきちっと説明が聞ける、意見が言える、質問ができる、そんな説明会を引き続き行うよう、それはもう当然のことやと思うんでね、行政としてもその指導をしっかりしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の件ですが、放流先について県は是正をかけているが、それについての後の結果については、まだ町には何も言ってきていないからわからないという御返答でありました。今現在はそういうことなんでしょう。先日ね、9月1日に皆さんも御存じかと思いますが、県議会の建設委員会が開かれ

て、そこでこの問題を共産党の太田敦県会議員が雨水の排水に対する放流先のね、同意書の問題で質問をしています。そのときの県の建築課の答弁は、第一放流先の同意書がない場合は宅地造成は許可ができないという答弁をしています。現時点では、まだ未提出ということなんで、ほんでちょっとお尋ねをしたいんですが、当該地の南側、福貴の大字の水利組合が管理をされている調整池、そこに一つは流れ込んでいく。ほんで、その水は用水路を伝って、急なね、坂道を伝って下に流れて竜田川へ放流されるわけですけども、この水路については、福貴の大字の水利組合としては濁流が流される、こういうことは絶対にしてもうたら困る、農業者としてね、このことは意思表示をされています。だから、この同意書には判は押さないというふうな見解を水利組合は今のところされています。

そうやってきて、あと北側への放水ですね、この当該地の北側、擁壁の向こうっかわに道があって、その向こうっかわに小さな用水路があるんですけども、そこは管理者がはっきりしていないというところですけども、これがここにはね、どうも流さないというふうに業者は言っているそうです。これは回答書というのを自治会長のところに持って業者が来はったんです、9月の初めごろですかね、もうちょっと前かな。そのときに口頭でおっしゃったそうです。北には流さない、実際そんなことができるんかどうかは知りませんが、そう言うてはるそうなんです。そして、南のほうは水利組合は入れてもうたら困ると、判を押しませんよって言うてはる。

そしたら、雨水はどこへ行くのか。これは、きっと町の雨水管を通して竜田川へと放流されるということになるんでしょうかね。こうなってくると、全てが町の雨水管に流される。それも、許可が要るわけですよ、町の。この許可に、同意について、私はちょっとお聞きしたいというふうに思っています。今、さっきから述べましたように、ローズタウンの自治会のお住まいの方たちは、今の時点でこの計画については反対ですという意思表示をされています。いろいろ多々の不安をお持ちです。このような状態、業者との折り合いなんて全くついてない。何にもついてないわけですよ。この時点で、雨水の放流を町の雨水管に全て流したいから許可をください。許可がなかったら、県は宅造の許可をしないって言うてるわけですからね。まあ、もちろんもってくるんちゃうかなというふうに思いますよね。そのときに平群町としては、これについて同意をされるんでしょうか、されないんでしょうか、そこをお尋ねします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

雨水管への放流への同意ということでお尋ねかと思えます。

ただ一定、大規模な宅地造成の場合は、調整池等が必要になるという大和川流域の関係がございます。だから、直接的には放流できないというのはありますが、ただ全体計画を見ていない状況の中で、全体の雨水がそこに放流されるのかといった部分がありまして、またその放流先の許容範囲といいますか、キャパですね、そういったものがどうであるのかといった検証も加えないといけませんので、一概に、いや、同意しません、同意しますというような判断は、今のこの場では差し控えさせていただきたいと思えます。

○議 長

稲月君。

○5 番

それは当然のことかというふうには思いますが、今住民の意思表示ですね、住民の皆さんがこれについては納得してはらへんわけですよ、この計画についてはね。その時点で、もし町がね、同意をされて県のほうに書類を持っていかれて、そしたら申請というのは許可されるやもしれないということになるわけですよ。私が思うのは、住民の皆さんの意思ですね、納得ができるような話があって、これなら安心してつくってもらってもいいやないかというふうになる可能性も、ないとは言えないわけですよ。私はどういう状況になるかは今のところ、わかりませんが、住民の意思表示、住民が説明会など納得のできる説明があって話し合いのもとで納得しはるまで、ゴーが出るまで、私は町としては住民を守るという立場、これを貫いていただいて、できるのはそれぐらいしかないと、思っていますよ。とにかく同意をしてほしくない、同意はしないでほしいということを強くお願いをしたいというふうに思っています。

○議 長

答弁要りますか。

○5 番

いいです、もう。じゃあ、次を。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

3点目、実施期限が迫った介護予防・日常生活支援総合事業について、3点、順次お答えをいたします。

一つ目については、広域7町で統一した基準の素案をもとに、事業所に緩和したサービスが実施可能か聞き取りをしています。日常生活での課題やニーズの聞き取り調査をことし2月から3月にかけて実施をしました。また、6月2

0日に生活支援体制整備事業協議体会議を開催し、地域で助け合いができる体制について協議していただきました。10月に介護保険運営協議会が開催されますので、そこで本町の総合事業案を提示し、委員の皆様から意見を聞き、まとめていきたいと考えております。11月には7町合同で総合事業の事業者説明会を行う予定となっております。詳細が決まった段階で要綱を制定し、12月議会には報告させていただきたいと考えております。

二つ目につきましては、地域で助け合いができる体制を今後も生活支援体制整備事業協議体会議で意見をお聞きし、協議をしていきたいと考えています。周知に関しましては、平成29年1月をめどに住民への周知を予定しております。

三つ目の国が要介護2までの軽度者のサービス見直しを社会保障審議会で検討されています。このことについては、インターネットや新聞記事で確認しているところです。本町といたしましては、制度が変われば改正された制度の中で住民の方に必要なサービスを提供できるよう、最善を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

今、7町でほぼ検討された結果が出ていると。それに基づいて、町として具体的なところをつくってるといふふうに私は理解をいたしました。で、運営協議会を10月に開いて、そこで検討していただく。そして、12月議会で私も議会にかけていただくという予定を聞かせていただきました。12月議会でね、全て可決をするわけですけれども、そこから3カ月間ですね、その間に住民への周知をしていくという、意見掌握と周知をしていくというふうになるのかなというふうに思うんですけども、非常に期間的には短いわけですよ。厳しい状況になるというふうに思いますけれども、できるだけ丁寧な説明、それから意見の掌握をしていただきたい。全体に説明会を開くというよりか、小さな単位でね、皆さんに具体的な説明をして、その人は本当にどうなっていくんかっていうのがわかるような説明をしっかりといただく。そのような予定はあるんでしょうか。ここをもう一度お伺いをします。

一方的に進めてほしくないということですよ。本来なら、大阪市なんかでは、計画がほぼ策定されたときにパブリックコメントを全住民にね、とっていきというふうなこともされているそうです。やっぱりそれぐらい丁寧にやっていただきたい。大きく変わっていくんでね。まあ、その辺は今からそれはでき

ないと思うんでね、具体的にどのようにされるか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、3番目のところなんですけど、国の制度が変わったときには住民に影響っていうのかな、そこら辺がないように、みんなが介護サービスの必要になったときに、きちっとやっぱりサービスが受けれる、そういう町独自の体制づくり、そこは今から積み重ねとけへんかったらあかんのちゃうかなっていうふうに思います。介護が受けられなくなるような状況をつくらないでねっていうことで、全力を尽くしてほしいというふうに書いていますが、その一環としてですね、相談に来られた方への対応ですね、この前の3月議会でも、私、質問をさせていただいたかと思うんですが、チェックリストっていうのがありますね。簡易なこんなことができますかとか、1人で切符買えますかとか、そういう質問だけでね、それでこの人は介護サービス、どれぐらいの症状なんかっていうのを把握してやっていこうというふうな、そういうチェックリストがありますが、これに頼らず、必ず介護認定を受けてもらう。介護申請をまず、とにかくしてもらおうと。申請をしたいって言うて来はった人については全てね、「あなた、もうチェックリストでいいですよ」っていうふうに、まあ、前も言いましたけど、これは絶対にしないでほしい。チェックリストで振り分けをしてしまわれた方については、これこそ介護サービスが受けられなくなってしまう。この人は介護の認定をしてもらえないということになるんでね。介護用品ですね、いろんな器具なんかをレンタルする制度とか、それから家屋の修理をするとか、介護用品の購入、こういった介護給付は受けられないというような状態になってしまうんでね、絶対にそれはしないでほしい。とにかく介護の申請をしてもらおう。心配があるから来てはるわけね、何も私はもう大丈夫やと思って来てはるわけじゃないんでね。何らかの援助をしてほしい、でないと生活ができへんということで来られていると思うんで、専門家による必ず面接をして介護申請を受けてもらう、そういうふうに導いてほしい。もうこっちでいいですよということでチェックリストへ持っていかないように、これだけはぜひとも、少しでも介護保険払うろて、介護サービスが受けられへんっていう人を少しでも減らさないかんと思うしね、みんなが本当に安心して受けれるようにしていただきたいというふうに思っていますので、そこんところをお返事ください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、周知につきましてです。周知につきましては、29年1月をめどに住民に周知をしていきます。広報、ホームページ、それからパンフレットという、

その辺を考えております。それから、必要に応じて各自治会単位で話をさせていただくこともあろうかと考えております。

それから、町独自の制度につきましてです。国が軽度者のサービスを見直すということを言っております。国の制度につきましては、町としてはその制度に従わざるを得ない。町独自っていうのは、地域支援事業、この中では町独自の事業っていうのは出てまいります。その分についてはしっかり考えていきたいと考えております。

それから、チェックリストの強制ということです。これはいたしません。これは前から言っているとおりです。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

周知のところですけれども、必要に応じて自治会などに出向いて説明をすると、そういうことも必要かと思っておりますというふうにおっしゃっていただいたと思うんですが、ぜひそれは積極的にやっていただきたい。出前講座の要請もあるかもしれませんし、いろんなグループでの少人数での集まり、そこでの説明とか、積極的にそういうところには出向きますよということで、町のほうからやっぱりアピールをしていく。で、納得してもらって、また意見をしっかりと聞いてほしいんです。それは具体的にやっていくときに生かしてもらいたい。こんなパンフレットとか何かをつくる時には生かされへんかもしれへんけど、実際やる時には生かしてもらえるようにね、意見を聞いていただく。それを盛り込んでいけるものについては、きちっと盛り込んでいく。そのような姿勢でぜひとも臨んでいただきたいというふうに思います。

軽度者のところですが、その他のサービスっていうんか、訪問型サービスAとか、何ていうのかな、基準緩和型ですかね。もともと現行相当型と、なんか基準緩和型っていうのができるみたいですが、その基準緩和型っていうのは無資格の方、サポーターの方が訪問介護なんかでは従事するっていうふうになるのかなって、いろんな本を読んでましたらね、そのようなことが書いてありますので、きっとそうなんだろうというふうに思っていますけれども、これで単価が下がるわけですよ。事業者の方たちはね、これから聞く言わはったんかな。今、聞いている言わはったんかな。事業者の方たちのことについては、忘れた。まあ、一番困られるのは事業者の方たちではないのかなっていうふうに思っています。無資格でもいいから無資格者の人を募集されたとしても、なかなか同じような仕事をしていただくわけですからね、安い賃金で無資格で

いこうかっていう方は、まあ、余りおられないだろうと予想されます。今でも各事業者では人が集まらない、人手不足が一番困るということですね、私も何件かの事業者のところをお尋ねをしたわけですが、全ての事業者がそんなふうに悩んでおられました。それがこういう形になると、ますます人は集まらない。そうすると最終は、事業者としては仕事がしていけないというような状況が生み出されてくるというふうに思うんですよね。ほかの市町村なんかの状況なんかも少し調べさせてもらったんですが、今回についてはこういう基準緩和型はやめやと。實際上、無理やからやめますということできっぱりやめて、現行相当型だけでいっておられる自治体もあります。私はそのような方向に行くのが懸命やというふうに思っています。けれども、7町で決めはることなんですね、勝手にできないのかなとは思いますが、けれども、こういう方向、まあ、お気持ちっていうか、そういう仕事をぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

あと、もっと軽度の方というふうに判断した場合は、地域のボランティア、シルバー人材センター、また小地域ネットワーク、サロンなど、地域で行われている事業のところでは予防をしていく、また訪問のサービスを派遣をしていくというような非常に安い単価でお願いをしていくというようなことが今地域の各団体なんかが集まっていたら話を合意してはるんやろうなというふうに思っているんですが、これもしっかり団体の所属の皆さんの御意見を聞いていただくと、無理やり、これは絶対してはならないことやというふうに思っています。こういった介護サービス、プラス自主的なサービスをしていくと、こういうふうな中身に持って行ってほしいというふうに思っています。

それではどうぞ。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今、稲月議員おっしゃっていただいたとおりなんです。だから、今あるサービス、現行サービスですね、それはそのまま。プラス緩和型、そしてまた地域の見守り体制というか、地域の協力体制、支援体制ですね、そういったものをつくっていくってことですので、まずは現行のサービスはそのままっていう、これが大前提です。

で、緩和型につきましては、二、三業者に聞き取りして確認してはいますが、なかなかいい返事はもらえてない状況です。だから、結果としてはまだどうなるかわかりませんが、現行サービスだけになるやもわかりません。まあ、これはまだわかりませんがね。今そういうことで、いろいろ事業所にも確認

をとっているところです。で、10月には運営協議会ありますんで、そこで一定、町の案を示させていただいて、ほんで形としてまとめていきたいと、このように考えております。

○議長

稲月君。

○5番

まあ、現実にはそういうふうになっていく可能性もあるという御答弁でございましたので、実際そういう項目はつくったとしても、現行相当ということですね、ぜひしっかりしたホームヘルプのサービス、それから通所サービス、緩和型を頼らずね、そういうことで基本はやっていくというふうですね、やっていただきたいというふうに思います。

とにかく介護を受ける権利、きちっとね、保障していただく。よりよい介護制度を構築していくという立場に立って、これからも地方自治体として国にもね、まあ、しゃあない、そら、実際上おりにくるからしゃあないと思うんですが、しっかり意見を上げてほしい。ここでやっぱり住民を守るという立場に立ち切ってね、意見も上げ、頑張ってもらいたいというふうに思います。

これをもって終わりにさせていただきます。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

3時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時27分)

再 開 (午後 3時41分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号6番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1番

議席番号1番、山本隆史でございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、1項目、質問させていただきます。これから質問させていただく内容は、本日一番に御質問されました窪議員さんの一般質問の2個目と内容が重複しておりますが、通告どおり進行させていただきます。



ますので、よろしくお願ひいたします。

平群町の熱中症対策と予防について。

平素より平群町の学校教育におきまして、基本方針等に基づきながら、児童・生徒たちの心身ともに豊かな環境づくりに御尽力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、ことしも地球温暖化や都市化の影響で、最高気温が35度以上の日の猛暑日が全国各地で記録されています。気象庁の観測所のうち、気温を設定している全国930カ所を対象に猛暑日がカウントされており、奈良県奈良市では8月30日現在で、猛暑日が17日で全国930カ所の中の42位と上位になっています。20年前に比べ、この猛暑日は約3倍になる厳しい気候となってまいりました。

猛暑日の続く中、去る8月17日に平群町に隣接する生駒市で、公立中学校の部活動中に熱中症が原因で1人の大切な命を落とす残念な事故が発生し、報道されました。お悔やみ申し上げます。生駒市教育委員会は、この事故を受け、二度とこのようなことが起こらないように、熱中症の予防対策を強化する検討が行われました。

主な内容は、1、子どもたちの体調管理を一層進めるため、部活動に入る際には健康チェックシートによる事前の体調確認を全中学校で実施する。2、私立保育園、幼稚園、小中学校に持ち運びが可能な熱中症指標計、熱中症の危険度、暑さ指数が測定できる湿度温度計を速やかに配置する。3、環境省が作成した熱中症環境保健マニュアルに基づき、熱中症を防ぐための対応について周知徹底する。4、市教育委員会主催の熱中症予防のための研修を教職員を対象に、8月30日に実施する。5、既に受講済みの教職員も含め、全教職員が普通救命講習を修了できるよう、計画的に受講を推進する、などです。

今回の事故が起こった中学校は、平群北小学校から北東方向で直進距離にして約3キロに位置しております。天候、気温や湿度がほぼ同じ条件であることを考えますと、私は平群町内でも同じような事故が絶対に起こらないとは言い切れません。また、10月には各校園で毎年恒例の運動会も行われます。

そこで、平群町教育委員会では、現在、熱中症対策としてどのような措置をとり、また予防に努められておるのかを質問いたします。明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、平群町の熱中症対策と予防についての御質問にお答えさせていた

だきます。

本年 8 月 16 日に、近隣の公立中学校の部活練習中に、1 年生の男子生徒が熱中症により死亡するという悲しく、痛ましい事案が発生しました。それを受けて、平群町の熱中対策についてのお尋ねですが、平群町におきましては、本事案にかかわらず、熱中症対策の周知として、国や県、教育委員会から 5 月、6 月、7 月、8 月の 4 回にわたり、熱中症事故防止に関する文書を受けて、町教委より各校園に文書通知を行うことに加え、口頭等による注意喚起を 3 回促し、予防の徹底に努めてまいりました。

具体的には、校園長会や教頭・主任者会において、熱中症の多くが体育、スポーツ活動によるものの事案が報告されておりますが、運動部以外の部活動や屋内での授業中、登下校中においても発生するおそれがあることや、適切な水分や塩分の補給ができる環境を整えること、もし熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な措置を講ずることなどの点につきまして、職員会議等を通じて全ての教職員に周知徹底するように指示を行っております。

また、各校の対策状況としましては、中学校のクラブ活動参加生徒並びに保護者に、まず一つ目に睡眠不足に気をつけること、二つ目には食事・栄養をしっかりとること、三つ目には下痢などにも気をつけること、四つ目にはけがや故障を持ったまま運動するというのを避けることなどの注意のお願い文書を配布し、あわせて体調が悪いときには練習前に顧問に必ず申し出るよう徹底しております。さらに、小中学校ともに熱中症予防に向けての注意、熱中症に対する教職員への伝達はもとより、学年、学級、保健だよりを通じ、熱中症に注意する内容を記載するとともに、水筒の持参やネッククーラーの使用、こういったものも認めるなどし、熱中症予防に努めております。また、学校や園では、不測の事態に対応するため、スポーツ飲料や O S - 1 等を保健室に常に常備しております。

これから 2 学期以降の運動会などの体育行事や文化行事などについても、熱中症や食中毒に対する対策、及び緊急時の体制を十分踏まえ、再点検を行い、計画的かつ継続的な健康管理、安全管理を徹底してまいりたいと考えております。

なお、温度計、湿度計を配備し、W B G T 値と気温、相対湿度との関係をもとに、徹底した管理を行うということについては、現状の取り組みに加え、改めて学校の現状を再点検し、対応の強化に努めてまいりたいと思っております。

○議 長

山本君。

○ 1 番

御回答ありがとうございます。熱中症対策と予防で重要なのは、保護者の皆様にも意識を持っていただくことです。日常生活の中では、食事や睡眠不足に注意しながら体調を整えることや、子どもたちとの会話を通じて、身体的・精神的に異変がないかどうかを日々確認していただきたいと思います。学校生活では、教職員の方々が正確な温度計などの計器類を使用し、児童・生徒の管理や指導を徹底することが必要であると思います。また、運動中に生徒が熱中症で倒れたと思ったら、実は脳梗塞が原因だったという事故も発生していることから、医療に関する知識も求められております。

そこで、2点、再質問させていただきます。

1、教職員の方々は、日々本当に御多忙なのは承知の上なのですが、救命講習などを受講していただけるような環境づくりはできないもののでしょうか。

2、温度計や湿度計でW B G T値、暑さ指数ですね、に置きかえるのは困難であることから、正確な判断をもって児童・生徒を指導するために、W B G T値が測定できる熱中症指標計を導入し、活用されるべきではないのでしょうか。

再度、御答弁をお願いいたします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問1点目の教職員に救命講習が受講できる環境づくりができないものかという御質問でございました。

救命講習につきましては、各学校においてプール授業に先立って、養護教諭や日本赤十字社のほうから救命救急研修を毎年行っており、ほぼ全職員が受講しております。加えて、今年度におきましては、生涯学習講座のへぐり友遊教室の講座の一つとして、7月21日に西和消防署の職員を講師に迎えて、「緊急時における救命講習」と題して、いざという時のために緊急時のA E Dの使用方法や心肺蘇生法などの実技講習を開催し、学校にも参加の呼びかけを行いました。

それから、再質問2点目のW B G T値を測定できる熱中症指標計を導入し、活用してみてもという御質問です。

午前の窪議員への回答と重複をしますが、まず現状から御説明申し上げますと、エアコンを導入している平群小学校と、こども園におきましては、従来よりW B G T値を参考にして、エアコンを使用する指標として活用しております。その他の学校施設におきましては、保健室等エアコンがある教室につきましては、W B G T値を参考に対応しております。また、エアコンのない教室につき

ましては、扇風機を使用するなどして熱中症対策をとると同時に、保健室を中心に養護の先生が安全管理の徹底に努めております。とはいえ、御指摘も踏まえ、今後の対応としまして、各教室に指標値を測定できる環境づくりを教育委員会としても目指してまいりたいと思っております。

○議 長

山本君。

○1 番

前向きな御答弁ありがとうございました。私は、今保護者の立場と行政をチェックする議員としての立場を兼ね備えております。学校教育で重要なことは、先生方と保護者が信頼関係を築き、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めることだと思っております。教育委員会を初め、教職員の方々がさまざまな問題に対して熱心に取り組んでくださっていることを認識しましたので、我々保護者は、家庭生活の中で責任を持って我が子の健康状態をチェックすることで、安心して学校へ送り出すことができます。これからも教職員の方々には、さらに士気を高めていただいて取り組んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは午前9時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時54分)